

特 15


956

尚武道人編輯

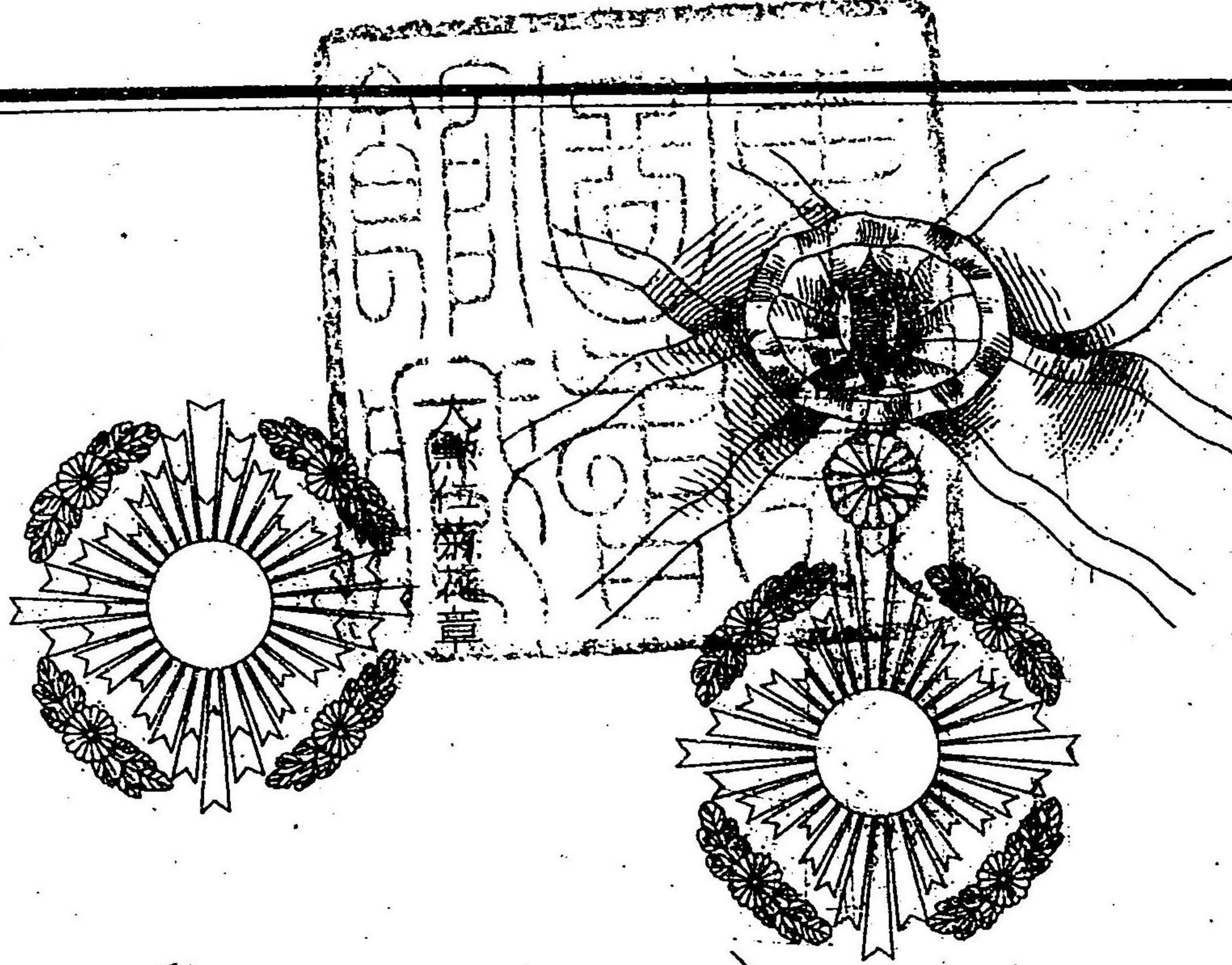
改正兵卒教範

浪越

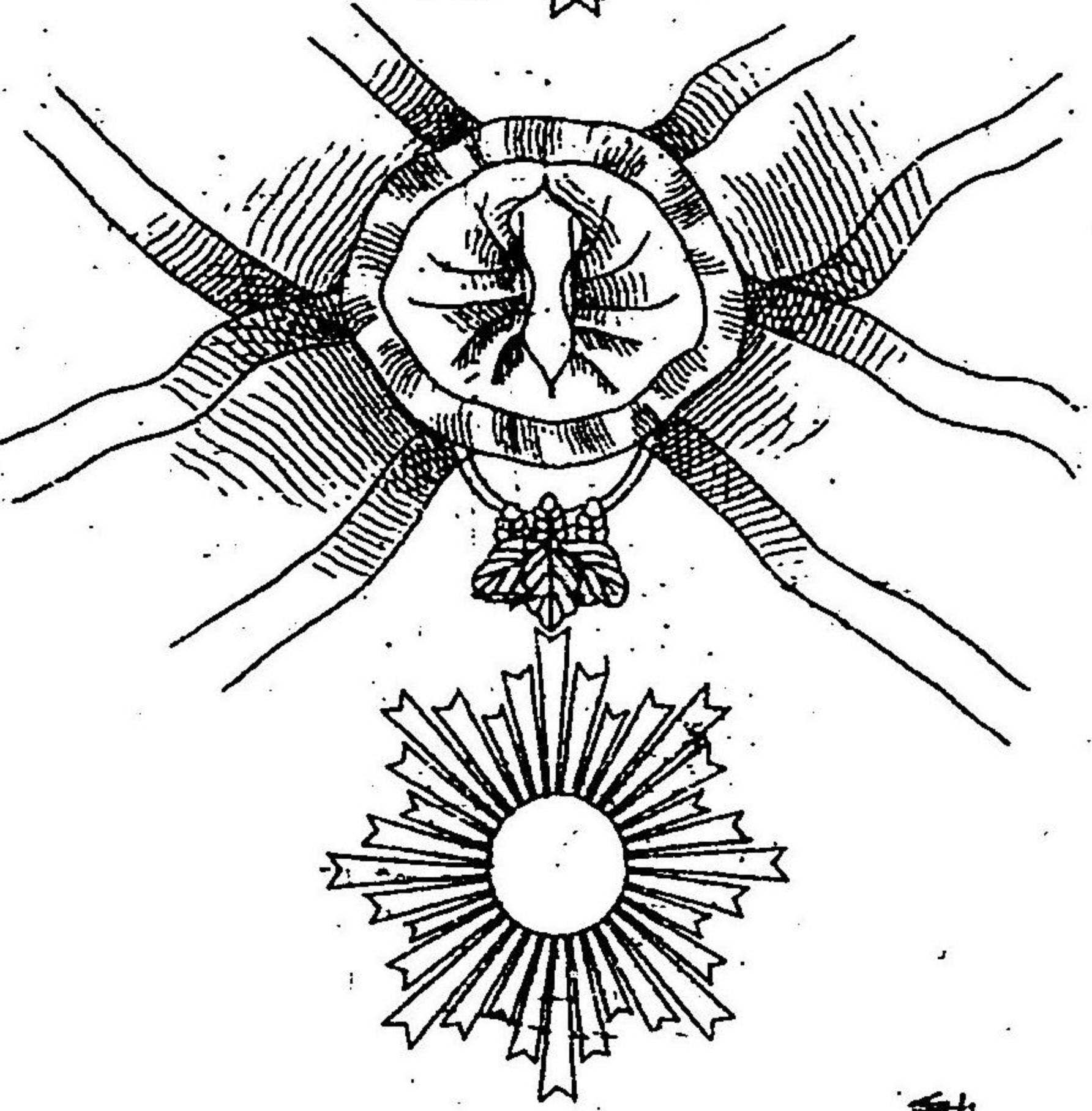
金城堂藏版



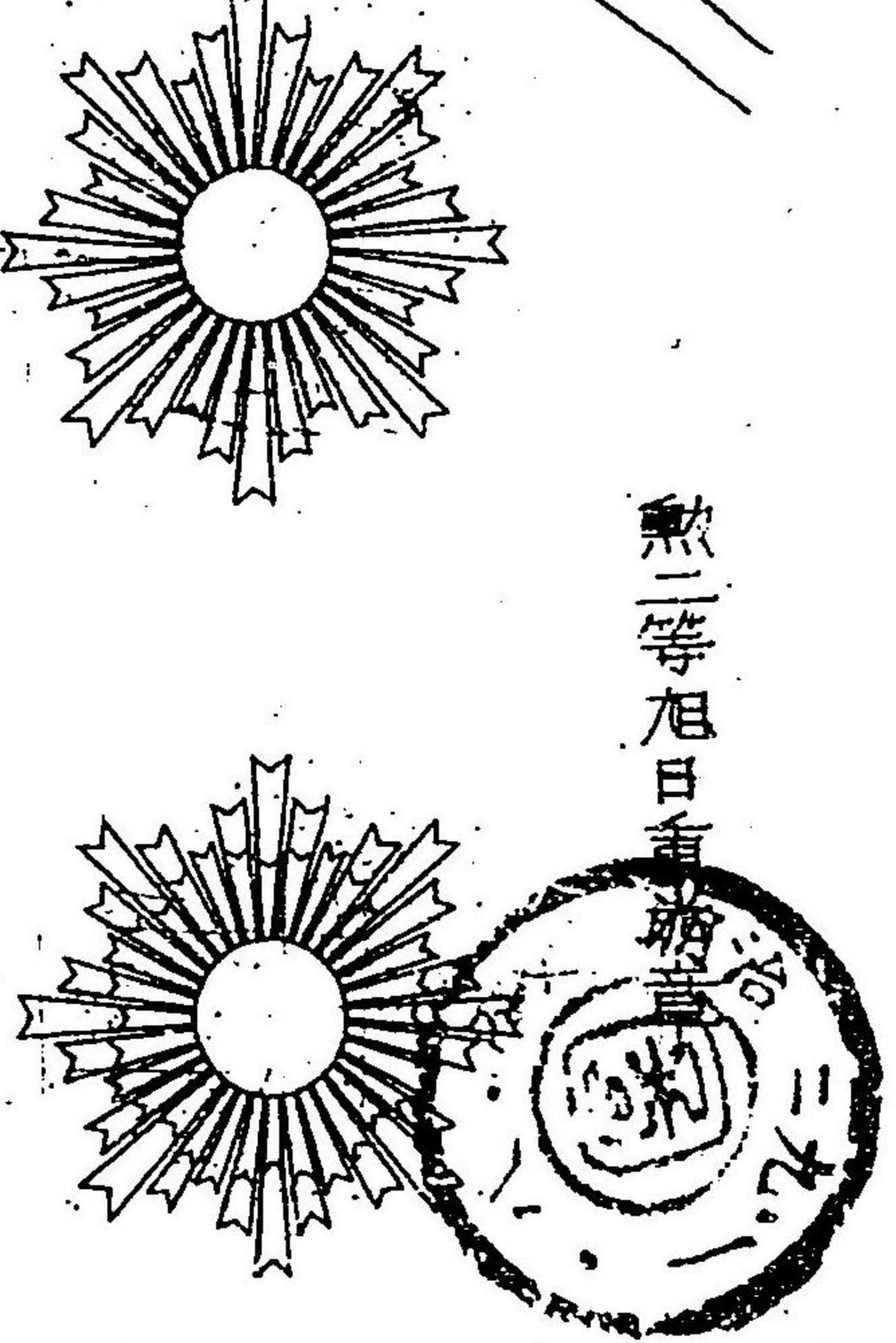
大勲位菊花大綬章



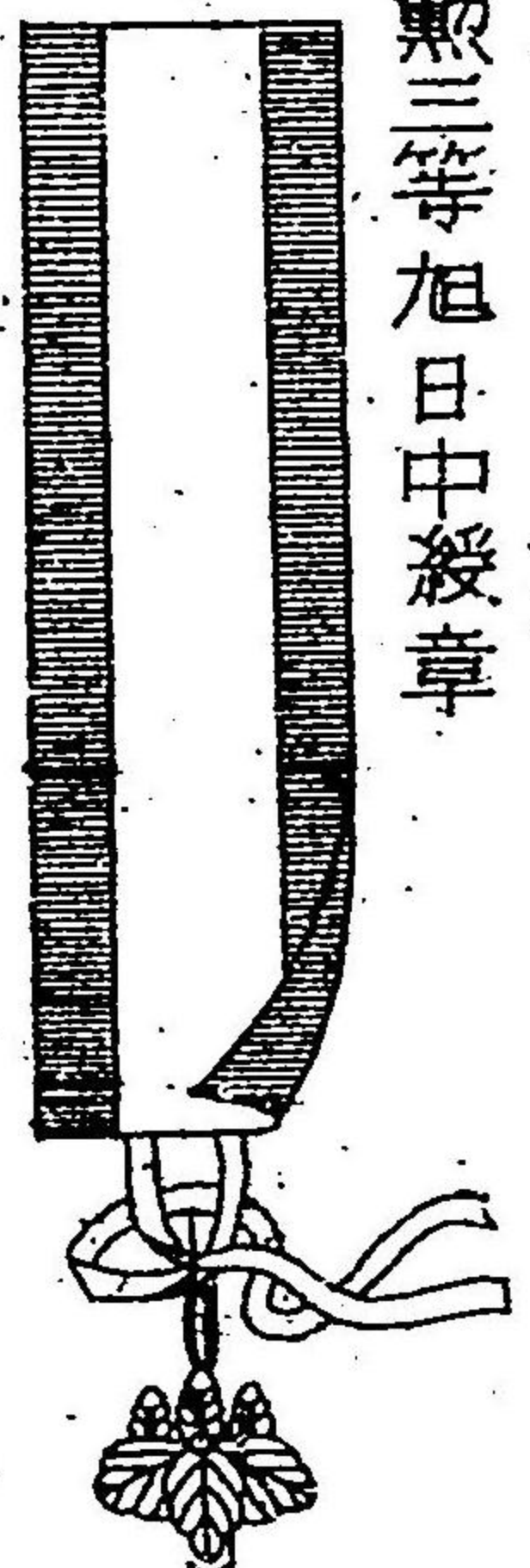
勲等旭日大綬章



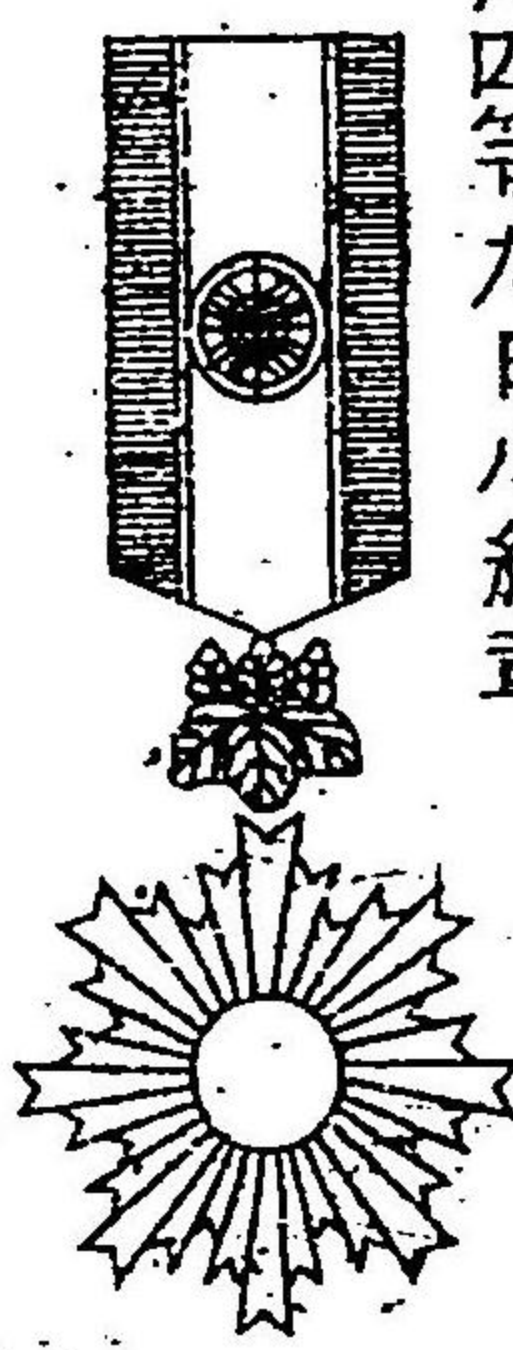
勲二等旭日章



勲三等旭日中綬章

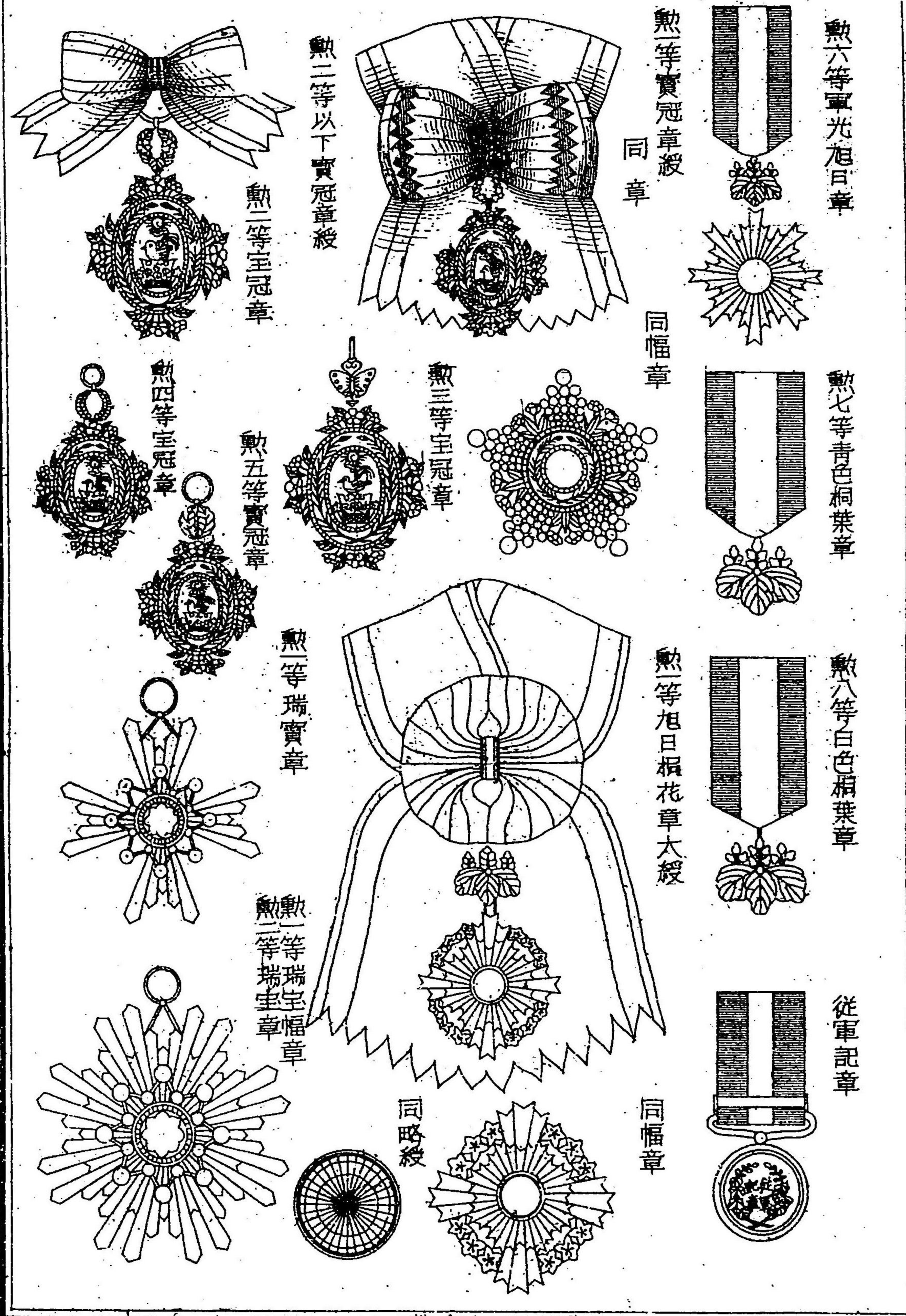
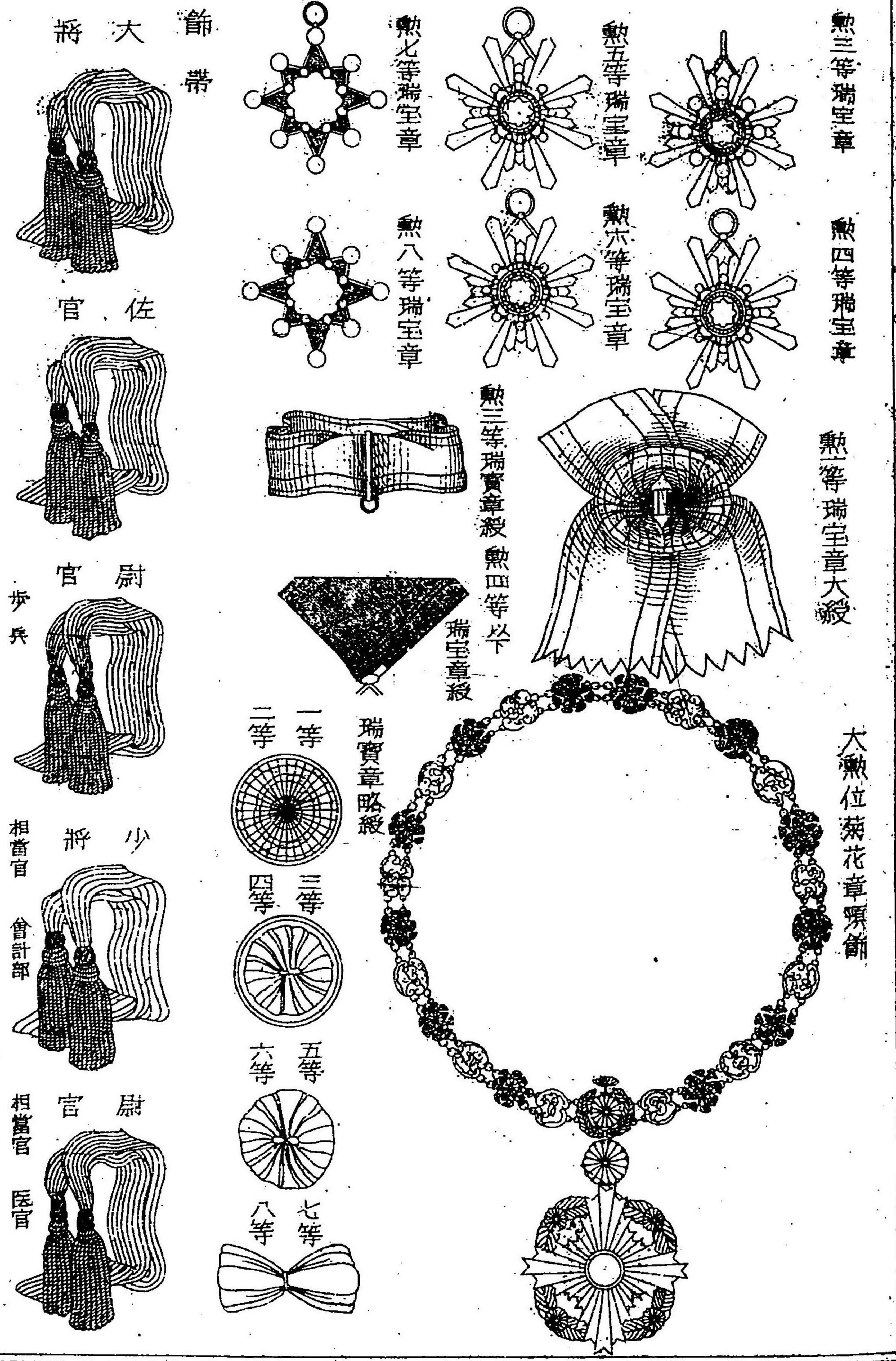


勲四等旭日小綬章

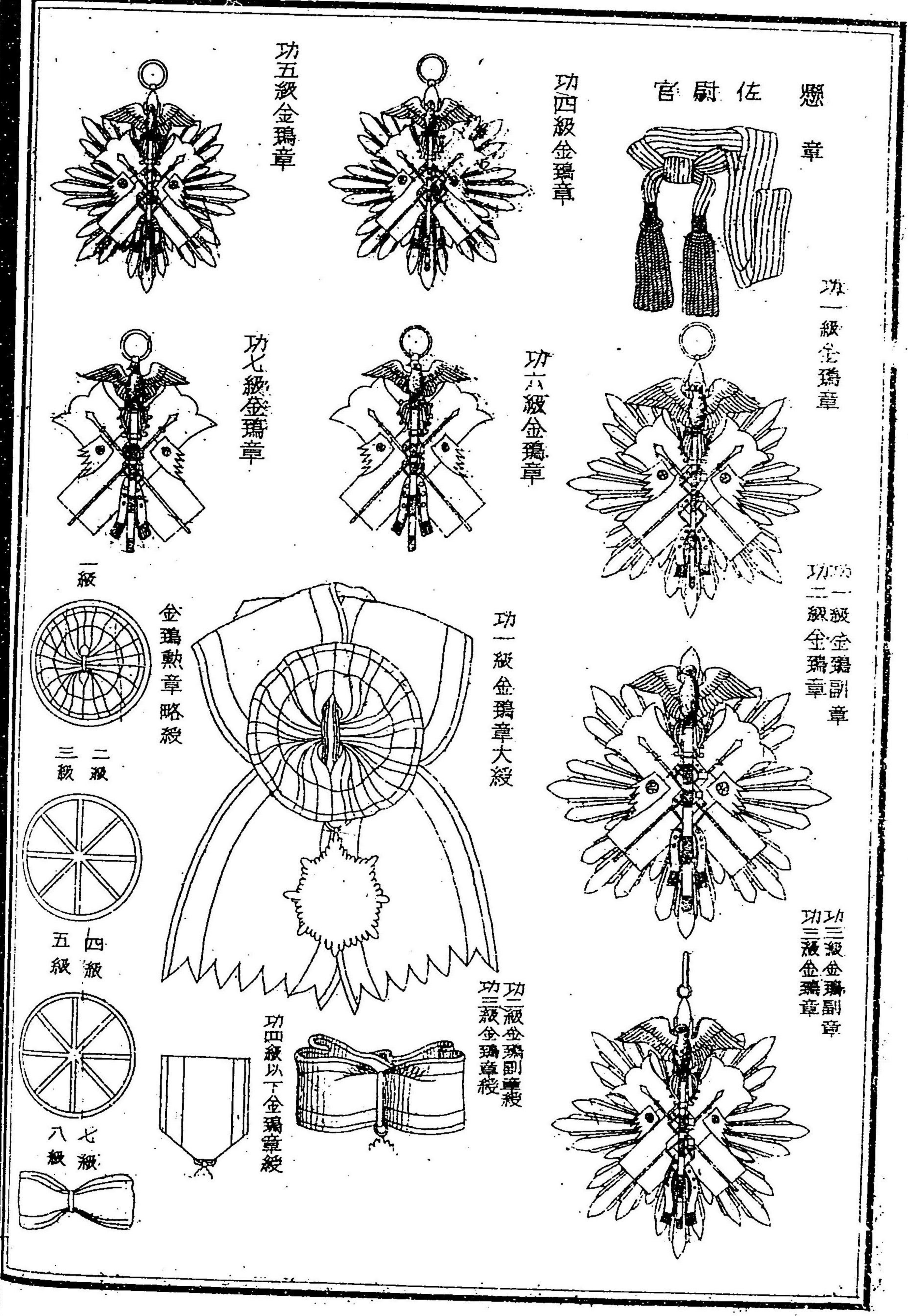


勲五等雙光旭日章





勅諭天子様の、軍人どもに、あふ
 我國の軍隊は、わが日本の國、世々天皇の、代々天子、統率し給ふ所にぞ
 ある、すべし、ひさなる、なされる、昔神武天皇躬づから、
 物部の兵は、物を率ひ、大伴や、物部と、いふは、ひかしの、兵を、つかさど
 のまつる、はぬものどもを、わがなかつく、にの、した、討つ平け給ひ、
 高御座に即かせられて、天子のくらゐに、天下を、わらむものどもを、
 二千五百有餘、世の様の、せけん、の、移り換るに、隨ひて、
 二千五百有餘、年を、経ぬ、二千五百年、あまりの、此間、
 兵のたて、沿革も、かわりた、亦屢なりき、
 らひかした、天子様、軍隊を、率る給ふ、
 御制にて、



ありま 時ありてはりては 皇后 皇太子の 代ら
 せ給ふことありつれど 大凡兵權を たいてい
 さざる、けし下にしなくの、け 委ね給ふことはなかりき
 りま 中世に至りては、なかくの、トだ 文武の制度
 せぬ 兵のことに、かゝりたる、すべ 皆唐國風に倣はせ給ひ
 てのこと、このさめかたが 六衛府を置き 左右馬
 寮を建て 防人など 設けられ
 じかば 兵制は整ひたれども 兵のたてかたは、と
 昇平に 朝廷の政務も 漸文弱に
 流れければ 兵農 兵となるばかりのもの、をのづ

から二に分れ しせん、二たつ 古の徴兵は 徴兵とは、すべて、じんみんなが、み
 ひかしのこの徴兵 いつとなくまにか 壯兵の姿に 變りたる、兵のことなり、こ
 ど、いふものは 武士とは、たいく、兵となることばかりを、つ
 の壯兵の、すがたつ 遂に 武士となり 兵の、この武士といふものに
 にかわりまして 兵馬の權は、けんりは 一向に其武士どもの棟梁たる者に歸
 して 一さらの武士どもの、かしらの 世の亂と共に 政治の
 ことも、のうちに、うつりまして 大權も せいじむきの、けんりまでも 亦其手に 落ち
 するよふに 凡七百年の間 年たつあいだ 武家の政治とはなりぬ 武士ども
 になりまして 世の様の 移り換りて せけん、の、ようすが、 斯くなれるは
 こと、なりました 人力もて 挽回すべきに あらむとはいひながら ちか
 かように、なひの、か 且は我國體に 戻り のすがたに うち
 ひさかへす、ことはで 且は我祖宗

またひとつには、わが御制に背き奉り、おんさまりに、淺間しき次第なりき
 のがせんとぞさまの 御制に背き奉り、おんさまりに、淺間しき次第なりき
 なげかわしい、したく 降りて、よがだんく、す 弘化嘉永の頃より、弘化や嘉永
 いでござります、 降りて、よがだんく、す 弘化嘉永の頃より、弘化や嘉永
 がうの、こてく、幕府の幕府とは、武家のせいじを、するやくば、其政衰へいぢが、
 るから、徳川の幕府の幕府とは、武家のせいじを、するやくば、其政衰へいぢが、
 ゆきとどかぬ、剩へに、まて、外國の事も起りて、やうの、くにどの、か、り、
 よふになり、 剩へに、まて、外國の事も起りて、やうの、くにどの、か、り、
 あいが、そこ、其侮をも受けぬへき、つまで、うけるような、勢に迫りければ
 りまして、 其侮をも受けぬへき、つまで、うけるような、勢に迫りければ
 ばやいに、せまり、朕が、朕とは、天子様が、おれがど、とじふ、皇祖仁孝天皇の
 ましたなれば、 朕が、朕とは、天子様が、おれがど、とじふ、皇祖仁孝天皇の
 みことにあたりなさる、仁孝天皇、皇考孝明天皇、孝明天皇様と申す、おんかたが、
 皇さまと、もうすおんかたや、 皇考孝明天皇、孝明天皇様と申す、おんかたが、
 痛く宸襟を、きつく、お、惱し給ひしこそ、おんいため、な、忝くも又惶けれ
 いた、宸襟を、きつく、お、惱し給ひしこそ、おんいため、な、忝くも又惶けれ
 かたじけないうけで、またおろ、然るに、朕幼くして、てんしさまが、まだおん
 れをはい、しだいでござります、 然るに、朕幼くして、てんしさまが、まだおん
 天津日嗣を受けし初、おんよつきを、おんう、征夷大將軍な、これは、とくがわ
 天津日嗣を受けし初、おんよつきを、おんう、征夷大將軍な、これは、とくがわ

の、ことを、其政權を返上し、まへ、おんかへしいたし、大名小名も、其版籍
 の、ことを、其政權を返上し、まへ、おんかへしいたし、大名小名も、其版籍
 いふなり、 其政權を返上し、まへ、おんかへしいたし、大名小名も、其版籍
 を奉還し、んかへしいたして、年を経すして、ぬうちに、海内一統の世と
 を奉還し、んかへしいたして、年を経すして、ぬうちに、海内一統の世と
 なり、日本中が、天子様の、ねんてひとつで、す、古の制度に復しぬ、ひかしのれん
 なり、日本中が、天子様の、ねんてひとつで、す、古の制度に復しぬ、ひかしのれん
 に、かへり、是文武の、これは文のはふに、か、りたもの、忠臣、ちうぎなる、良弼あ
 ました、 是文武の、これは文のはふに、か、りたもの、忠臣、ちうぎなる、良弼あ
 りて、よいたすけになるも、朕を補翼せる、たすけたる、功績なり、てがら、歴史
 りて、よいたすけになるも、朕を補翼せる、たすけたる、功績なり、てがら、歴史
 祖宗の、せいん、の、と、專蒼生を、いちづに、人、憐み給ひし御遺澤なりとい
 へども、おはれみたまふて、おんの、こしな、併我臣民の、けらしながら、わが、ご、其心
 への、おはれみたまふて、おんの、こしな、併我臣民の、けらしながら、わが、ご、其心
 りの、うちに、順逆の理、順とはしたかふこと、逆とは、さ、辨へ、んし、大義の重
 りの、うちに、順逆の理、順とはしたかふこと、逆とは、さ、辨へ、んし、大義の重
 きを、かみのために、ぎをつくすし、知れるが故に、こそあれ、しりてをりたれば、こ
 きを、かみのために、ぎをつくすし、知れるが故に、こそあれ、しりてをりたれば、こ
 されば、此時に於て、このときを、あて、兵制を更め、たをかへて、我國の光
 されば、此時に於て、このときを、あて、兵制を更め、たをかへて、我國の光

を耀さんと思ひわがくにの、ひかりをますくして、此十五年か程に元年より
 十五年まで陸海軍の制をはり、たてかたをば、今の様に建定めぬ、只今の
 の、わいだに、夫兵馬の大權はいつたい、いをつかさどるは、朕が統ぶる所なれば、子
 きめたわ、夫兵馬の大權はいつたい、いをつかさどるは、朕が統ぶる所なれば、子
 けである、夫兵馬の大權はいつたい、いをつかさどるは、朕が統ぶる所なれば、子
 様のすべく、りて、をいで、其司々をこそ、くむきをころ、臣下には任すなれ
 なさる、い、ところなれば、其司々をこそ、くむきをころ、臣下には任すなれ
 けらいをも、をまかそのたい、朕親之を攬り、天子様の、ごじぶんに
 しなざる、わけ、其大綱は、そのものを、天子様の、ごじぶんに
 て、肯て臣下に委ぬべきもの、にあらざ、まかせなざる、ものではない、子々
 孫々に至るまで、いたるまで、篤く斯旨を傳へ、ゆいぞ、つたへ、天子は文
 武の大權を、天子様の、文と武、掌握するの義を存し、にぎりて、をいでなざる
 再中世以降の如き、ふた、び、なかごるじだ、い、このかたのようなる失體なからんま、とを望むな
 り、この、すがたを、うしなうよう、朕は汝等軍人の大元帥なるぞ、天子様の、
 な、この、ないよふに、のぞむ、朕は汝等軍人の大元帥なるぞ、天子様の、
 天子様の、
 みな軍人

世ものろうだい、されば朕は汝等を股肱と頼み、されば天子様の、みな軍人ど
 しやうである、されば朕は汝等を股肱と頼み、されば天子様の、みな軍人ど
 たよりに、を、汝等は朕を頭首と仰ぎて、ぞらと、たてまつりて、ころ、其親は
 もひなされ、汝等は朕を頭首と仰ぎて、ぞらと、たてまつりて、ころ、其親は
 特に深かるべき、そのなかよ、い、ころは、かくべ、朕り國家を保護して、天子
 國をたもち、まもり、上天の恵に應じ、けに、したがい、祖宗の恩に、ごせんぞ
 てれいでなされ、上天の恵に應じ、けに、したがい、祖宗の恩に、ごせんぞ
 をん、報ひまるらする事を、むくひな、得るも得ざるも、きないも、汝等軍
 人が、みなぐんじ、其職を盡すと盡さざる、とに由るぞか、を、つくすと、つ
 くさぬ、我國の稜威、いさはいが、振はざる、ことあらば、ふるはぬよふな、こと
 によるぞ、我國の稜威、いさはいが、振はざる、ことあらば、ふるはぬよふな、こと
 汝等能くもよく、朕と其憂を共にせよ、を、いつしよにせよ、我武維揚りて
 わがくにの、いさはい、其榮を耀さは、を、か、や、かしたならば、朕汝等と其譽
 が、さかんになりて、其榮を耀さは、を、か、や、かしたならば、朕汝等と其譽
 を、借にすべし、天子様の、みなも、ころの、よいよふ、汝等皆其職を守り、な
 ばんを、いつしよになさる、で、あるふ、汝等皆其職を守り、な

とも、めい／＼のじよ 朕と一心になりて 天子様とひとつ力を國家の保護
 くふんを、まもりて 朕と一心になりて 天子様とひとつ力を國家の保護
 に盡さば ちからを、くにをまもる 我國の蒼生は ながくの、 永く太平の
 福を受けの、しあわせを、うけて 我國の威烈は いさほいは 大に世界の
 光華ともなりぬべし 大に、世界の、ひかりと 朕斯も深く 天子様は、かよふ
 等軍人に望むなれば みな軍人もに、おんのぞ 猶訓諭すべき事あるあ
 れらるゝ、ことがある いでや之を左に述べ してこれから、をしへきかせら
 るふ

一軍人は忠節を盡すを本分とすべし 軍人といふものは、わかみへ、ちうぎ
 ばなり 凡生を我國に稟るもの すべて、いのちを、おのが 誰か、國に報
 ゆるの心なかるべき だれが、くにのをんを、をくらんと、おもふころが、況

して軍人たらん者はなりたものは 此心の固からではひくゆるの、
 こゝろが、かた 物の用に立ち得べしとも思はれぬ もの、よふに、たど
 軍人にして報國の心堅固ならざれば 軍人でありて、國にひくゆるの、
 如何程技藝に熟し されは、いざぎげ 學術に長ずるも よくできても 猶偶人
 にひとしかるべしをなすことである 其隊伍も整ひよくと、のい 節制
 も正しくともたゞしくても 忠節を存せざる軍隊は ちふぎの、こゝろを、
 事に臨みては、さしかかりては 烏合の衆に同かるべし からのひれ
 ある、をほせいの、あつまりにて、め 抑國家を保護しにをまもり 國權を維
 持するは けんりのことを、いふなりこのくにのけんりを、つなぎもつてゆくは
 兵力に在れば、さかからでころ、へい、ちからの、をど

是國運の盛衰なるまを辨へ、これすなはち、くにのうんが、さかんなる
 世論に惑はせとも、それによはず、政治に抱らするふとも、それにはか
 らす只々一途に、たたく、己が本分の忠節を守り、つとめの、ちうせ
 つと、いふこ、義は山嶽よりも重く、かみのために、つくすべきものは、やまや、
 死は鴻毛よりも軽しと覺悟せよ、かみのために、しぬことは、どりのけよ
 ぬ其操を破り、みさをとほ、そこまでも、ころのか、不覺を取り、ゆだんをし
 り汚名を受くるなかれうけてはなりませぬ、わろい、ひようばんを、
 一軍人は禮義を正しくすべし、軍人といふものは、ぎようぎを、凡軍人に
 は上元帥より、ばんたいしようより、下一卒に至るまでの、へいろつに、
 いたる、其間に官職の階級ありて、ろのあいだに、ろれく、やくめにつ
 統

屬するのみをらぎ、ひきまどはれ、ついで、同列同級とて、をなじれつ、を
 のにて、停年に新舊あれば、ねんげんに、あたらしきひと、新任の者は、あたらし
 せられた、舊任の者に、せられた、ものに、服従すべきものぞ、がふて、ゆかね
 ば、なり、下級のもののは、きうのした、上官の命を承ること、けを、さくこと
 實は直に、ほんとは、天子様の、さけたまは、承る義なりと心得よ、わ
 ねば、なりませぬ、己が隸屬する所にあらせとも、じぶんが、ついてる
 上級の者は、勿論、いれいをつくさねばなりませんが、停年の己より舊き
 ものに對しては、ねんげんの、じぶんより、ふ、總べて敬禮を盡すべし
 て、けいれいをつくまた、又上級の者は、かみのものは、下級の者に向ひたもの
 さねば、なりませぬ、聊も輕侮驕傲の、たり、をどりて、たかふるよふな、振舞あるべか
 いて、

らせは、すみませぬ 公務の爲に を、やけの、つと 威嚴を主とする時
 は格別なれども をもとにするときは、かくべのじやけれども 其外は務
 めて懇に取扱ひて、ねんごろに、とりあつかふて 慈愛を専一と心掛け
 なさけを、かけて、かわいがる 上下一致して かみのものも、しものものも 王事
 ことを、をもと、こころがけ も、ひとつこころになりて 勤勞せよ をかみのまじに、 若軍人たるものにして もし軍人と、なれ
 義を紊りみだしたり 上を敬はせせつにせず 下を惠まぜして 下の
 一致の和諧を 一つこころになりて、な 失ひたらんには のふ
 晉に軍隊の毒毒たるのみかわ だぐぐんたいの、よく 國家の爲
 めにもゆると難き 國のためにも、ゆる 罪人なるへし つみびとで、
 一軍人は武勇を尙ぶべし 軍人たるものは、いうきが、 夫武勇は我國にて

は一体、ふゆうと、いふも むかしから 古よりいとも たつと 貴へる所なれば せつ
 はのほ、わが國にては わがくにの、じんみ 武勇なくては は
 るなれば 我國の臣民たらんもの 況して軍人は のうへ、 戦に臨みの、 せんろう
 叶ふまどは、すみませぬ 況して軍人は 戦に臨みの、 せんろう
 よに、 のぞみ敵に當るの職なれば 片時も武勇を忘れてよか
 るべきか すこしの、わいだでも、いうきを、わすれて、す 武勇には大勇あり小勇ありて同からせなる、 いうさのうちにも、をほひ
 けれ 武勇には大勇あり小勇ありて同からせなる、 粗暴の振舞なせせんは わかさかりの、
 うさがありて、をなげつ 血氣にはやり 粗暴の振舞なせせんは わかさかりの、
 じく、わりませぬ 血氣にはやり 粗暴の振舞なせせんは わかさかりの、
 てあら、ふるま 武勇とい謂ひ難 いなせ、するものは 武勇とい謂ひ難 軍人たらんものは 軍
 常 常 に能く義理を辨へ つねづ、よくざり、い 能く膽力を練
 り よくざり 思慮を殫して かんがへを、 事を謀るべし すべての、ことを、
 さはかねば、ならぬ

小敵たりとも侮らば、すこしの、てきと、大敵たりとも懼れざる、たくさん
 ども、己が武職を盡さむと、せんを、つくすころ、誠の大勇にはあ
 ら、ほんとの、おほひなる、されば武勇を尙ぶものは、ろふいふわけだから、
 れ、い、う、き、で、ご、ざ、り、ま、す、さ、れ、は、武、勇、を、尙、ぶ、も、の、は、い、う、き、を、た、い、せ、つ、と、
 するも、常々人に接するには、つね、つ、い、と、に、温、和、を、第、一、と、し、る、を、た、い、
 のは、常々人に接するには、つね、つ、い、と、に、温、和、を、第、一、と、し、る、を、た、い、
 して、諸人の愛敬を得むと心掛けよ、もろくの、ひとから、かわいから
 ば、なりませぬ、由なき勇を好みて、わけなき、い、う、き、を、た、い、せ、つ、に、せ、ら、る、よ、う、に、
 こ、い、ろ、が、け、ね、由なき勇を好みて、わけなき、い、う、き、を、た、い、せ、つ、に、せ、ら、る、よ、う、に、
 たけしき、い、き、は、い、は、果は世の人も忌嫌ひて、どふくは、せけん、さ、い、ら、ん、を、
 を、ふるうたときは、果は世の人も忌嫌ひて、どふくは、せけん、さ、い、ら、ん、を、
 の如く思ひなん、よふに、を、も、ふ、心すべきことにこそ、こ、い、ろ、を、お、こ、す
 一軍人は信義を重んずべし、軍人は、ま、こ、と、ご、ざ、り、が、
 すべて、ま、こ、と、ご、ざ、り、が、常の道にはあれど、あたりまへの、み、ち、
 りぞまゐることは、常の道にはあれど、あたりまへの、み、ち、
 わけて軍人は

信義なくてはい、ざりがなくてはい、一日も隊伍の中に、一日でもたいの
 交りてあらんまゝと難かるべし、人と、つ、ま、あ、ふ、て、ゆ、信とは己が言を
 踐行ひ、ま、こ、と、ご、ざ、り、が、お、こ、の、ふ、て、ゆ、く、こ、と、を、い、ま、す、義とは己が分を盡
 すをいふなり、を、つ、く、し、て、ゆ、く、こ、と、を、申、し、ま、す、されば信義を盡さむ
 と思は、ご、ざ、り、と、ご、ざ、り、と、ご、ざ、り、と、ご、ざ、り、と、ご、ざ、り、と、ご、ざ、り、と、ご、ざ、り、と、
 得べきが得りらざるかを、な、す、こ、と、が、で、き、る、か、で、き、な、い、か、を、審に思考すべし、
 ば、なりませぬ、臆氣なる事を、は、つ、さ、り、と、假初に諾ひて、か、り、に、ひ、よ
 こなき關係を結び、わ、け、も、な、い、か、り、後、に、至、り、て、な、り、て、信、義、を、立、て
 んとすれば、ま、こ、と、ご、ざ、り、と、ご、ざ、り、と、ご、ざ、り、と、ご、ざ、り、と、ご、ざ、り、と、ご、ざ、り、と、
 所に苦むことあり、み、の、を、さ、ば、し、よ、に、こ、悔ゆとも其詮なし、く、や、ん、た、と、
 悔ゆとも其詮なし、く、や、ん、た、と、

かねは、ごさ 始に能々事の順逆を辨へ 始めによくことが、じゆんあるこ
 りませじ 理非を考へ といふか、さふりて 其言は所詮踐むべからざと知り
 ずのいふたことは、とても、ふん 其義はとても守るべからざと悟りか
 では、ゆかれぬことに、さがつき 其義はとても守るべからざと悟りか
 づのぎりはとてもまもることがで、速に止るこそよけれ はやく、やめた、
 ぐさぬこと、がつてんしたならば 速に止るこそよけれ はやく、やめた、
 古より或は小節の信義を立まんとして 古より或は小節の信義を立まんとして
 順逆を誤り ねもなるみち 或は公道の理非に踏迷ひて ねもなるみち 或は公道の理非に踏迷ひて
 ふみま 私情の信義を守り ないしよふの、ぎ あたら英雄豪傑ともが
 よい しいことには、す 禍に遭ひ身を滅しをなくしたりして 屍の上の汚名
 ぐれた、人たちが 後世まで遺せるまど其例尠からぬものを
 を ながさ、ひようばんを 深く警めでやはあるべき ば、ならぬわけ、
 のちのよまで、のこした、た 深く警めでやはあるべき ば、ならぬわけ、
 めしは、かすむること、で

あり
ます

一軍人は質素を旨とすべし 軍人たるものは、じみなことを、 凡質素を旨
 とせざれば、ゆいとせんごさには 文弱に流れりに、ながれ 輕薄に趨り
 うはつら、ば 驕奢華美の風を好み ふうを、このみ 遂には貪汚に陥
 りて じふくは、きたない、こころを、し 志も無下に賤くまり ころざし、これ
 らいに、いや 節操も武勇も其甲斐なく が、ありても、ありた、かいはなく
 しくなり 世の人に爪はトきせらるゝ迄に至りぬへし せけん、人にさらわれ
 までなる 其身生涯のつしよふの不幸なりといふも 中々愚なり わせと
 は、いうもの、またば 此風一たび軍人の間に起りては 此風が一度軍人
 かな、わけであります 彼傳染病の如く蔓延し 彼うつる病の 土風も 軍人たる、をへい
 とさ 如く、はびこり 兵氣も

軍人たる、さきも 頓に衰へぬべきまゝと明かり ことを、をどろへて、をる 朕深
 く之を懼れて 天子様はふかく之れを、 曩にまへに 免黜條例を施行し
 免黜條例とは、わるいことを、なしたるものは、やくめを、とりわけ、或は、略此事
 を誡め置きつれどらぬと、いさかしては、をいたけれど、猶も其の惡
 習の出んまゝとを憂ひて 心を、うのわるい、ならわせば、ではすまい 心安
 からねば せんこゝろが、れち 故に又之を訓ふるぞかした、このことを、
 れんおしへさかしな、汝等軍人ゆめ此訓誡を みな軍人とも、必ら 等閑にな
 ざる、わけである 思ひぞ、もうては、ならぬぞよ
 右の五ヶ條は みるに、かいて 軍人たらん者 暫も忽にすべ
 からぬ しばしの、あいだも、こゝろ して之を行はんには のふてゆくのは

一の誠心こそ大切なり ひとつ、まことのまゝ、こゝろ 抑此五ヶ條は我軍
 人の精神にして 人も、この五ヶ條はわれ、一の誠心は又五ヶ條
 の精神なり ひとつ、まことのまゝ、こゝろは、また、心誠ならざれば、こゝろが、
 ないとい、如何なる嘉言も善行も も、よいをこないも 皆うはべの裝飾にて
 何の用にかは立つべき みなうわつらの、かざりにて、なんのよふに、心たに
 誠あれば ことゝろにさへ、ま 何事も成るものぞかし なる、こゝろでも、で
 況してや此五ヶ條は 天地の公道を、やけの、みちでもあり
 人倫の常經なり ひとたるもの、あたりま 行ひ易く守り易し、をさうに
 また、まもるに 汝等軍人能く もよく、朕が訓に遵ひて 天子様の、おんをし
 も、やどくある 此道を守り行い 此の五ヶ條のみちを、 國に報ゆるの務を盡さば 國の、こ

ひくゆるの、つとめ に 日本國の蒼生舉て之を悦びなん 日本國中の、人民は、み
を、つくしたならば な 朕一人の懌のみならんや 天子様ひとり、をんよるこび、ばかりで、あるふ
は、ござ か、決して天子様ひとり、おんよるこび、ばかりで
りません

明治十五年一月四日

御名

讀法 軍人タルモノ、ツネニ、ヨシクシテ、コ、ロ、ロ、ハ
テ、チラネバナラヌ、陸軍ノ、チキテナリ

兵隊ハ皇威ヲ發揚シ 兵隊トイフモノハ、天子様ニシテ 國家ヲ保護スル爲メ

ニ設ケ置カル、モノナレバ 國ヲ守ルタメニ、チカコノヘイ 此兵員ニ加ル者ハ

コノ兵ノカズニ イリタモノハ 堅ク左ノ條件ヲ守リタル、カデウチ、マモリ 違背スベ

カラズ ソムイテハ、
ナリマセン

第一條 誠心ヲ本トシ マコトノ、コ、ロ 忠節ヲ盡シ オカミヘ、チウフ 不信

イコトヤ マコトデ、ナフチユウ 不忠ノ チウギ 所爲アルベカラザル事 コトシカダガ、アリテ

第二條 長上ニ チヤウシヤツ 自分ヨリ、カ ケイレイ 敬禮ヲ盡シ ケイレイチ、 等輩ニ トウバイ 自分ドモノ、

信義ヲ致シ マコト、 粗暴 ソウボウ コトヤ テアライ 倨傲ノ キョウゴウ 所爲アル可ラ

ザル事 コトシカダガ、アリテ
ハ、ナリマセン

第三條 長上ノ命令ハ、カミノヒトノ、其事ノ如何ヲ問ハズ、ソノコトガトモ、ソレ直々ニサマ之ニ服從シ、コレニシテ抗抵ラヒ干犯ノ事ヲカス所爲アルベカラザル事ハ、ナリマセン

第四條 膽勇ヲ尙ヒ、イユウキチ、イグレンム、軍務ニ勉勵シ、軍隊ノ、ウツトメ、チクビシヨウダ、ナマシヨ、軍務ニ勉勵シ、ニ、シンボウシ、恐怯ヨウ

第五條 血氣ノ小勇ニ誇リ、ワカザカリノ、キニマカシテ、チアラソヒチタダシ、イサイ、ユウキニ、ジマンチシ、争鬪ヲ好ミ、コノンデ、他人ヲ侮慢シ、タニンチ、アセシ、世人ノ厭忌ヲ來ス等ノ、ヨノ人がウニ、ナル所爲アルベカラザル事ハ、ナリマセン

第六條 道徳ヲ修メ、ヨキチコナヒチ、ジブ、質素ヲ主トシ、シモトシテ、浮華文弱等ニ流ル、ノウ、ウワベノ、カザリバカリ、所爲アル可ラザル事

シカダガ、アリテハ、ナリマセン

第七條 名譽ヲ尙ビ、ヨキ、ヒヨウパンチ、ト、廉恥ヲ重ンジ、ハジチ、シルコト

賤劣コトヤ、貪汚ケガラワ、シ、所爲アルベカラザル事ハ、ナリマセン

以上掲ル所ノ外、カミノ、カ、ゲニアル、法律規則ニ違犯シ、モノアリコレニ

キ、罪ヲ國家ニ得ルニ至テハ、ケラル、ヨウニナリテハ、父祖ヲ辱シメ

チヤ、セソグマ、家聲ヲ汚シ、家ノヒヨフハ、醜ヲ後世ニ遺シ、ワルイ、ヒヨフ

デ、ハツカシメ、ヨマデ、ノ、獨リ其身現在ノ恥辱ノミナラズ、ヒトリ、ジブノミノ、メノマ

况ンヤ重罪ノ如キハ、ソノウヘ、チモイ、各人ノ、天賦ノ、天カラ、モ、公機

チモ、ヒトナミニ、カタチ、ナラベテ、ハ、剝奪セラレリアゲラレ世ニ立チ、セケンニ

人ニ接ルモ、ヒトニ、ツキ、總テ對等ノ權利ヲ、スベテ人ナミ、得ザルニ至ル

ニ於テヤウルコトガ、デキヌヨ、名譽ヲ尙ビ廉恥ヲ重ンズルノ軍人ニ在
 テハ、ヨキヒヨウバンチ、タツトビ、ハギチ、コト、殊ニツニ、戒慎ヲ加ヘサル可ラ
 ズチ、クハエチバナリマセン、就中陸軍刑法ハ、ナカニツイテ、陸軍ノツグミ
 害ヲ爲ス者ヲ、軍隊ノワルイコトヲ、懲ス爲ソニ、タメニ、殊ニ設ケラル、モ
 ノナルヲ以テ、カクベツニ、チカレ、其刑亦、ソノサバキカ、頗ル、ヨホ、嚴ナリ
 キビシウ、ゴシシ、軍人ニシテ之ヲ犯セバ、軍人デ、アツテ、ロレ、啻ニ本分ヲ誤リ
 ザリマス、軍隊ノ安寧ヲ、軍隊ノ、チ、チカシタトキハ、害スルノミナラズ、ソコノフ、
 ハ、ナ、遂ニ世人ノ信用ヲ損シ、トフ、ヨノ人ガ、シン、陸軍ノ榮譽ヲ
 汚ス等、陸軍ノ、ヒヨフバンマ、其責更ニ重シ、ソノツミノセメハ、平素自ラ
 シブニ、戒飾シ、イマシメテ、決シテ、ドフ、ア、違犯スベカラズ、ソムイテハ、

我所屬隊號
 ナ區畫へ書
 入スベシ

我師、旅團
 及ヒ各官之
 位階并ニ等
 級ヲ書入ル
 へシ

◎所屬隊號

我所屬隊號ハ第 師團 第 聯隊(第 大

隊)第 中隊第 給養班ナリ

◎上官ノ姓名

第 師團長 陸軍中將 爵 閣下

第 旅團長 陸軍少將 (爵) 閣下

參謀長 陸軍歩兵 佐 殿

聯隊長 陸軍歩兵 佐 殿

聯隊附少佐
陸軍步兵少佐

聯隊副官

陸軍步兵大尉

聯隊旗手

陸軍步兵少尉

第一大隊長

陸軍步兵少佐

第二大隊長

陸軍步兵少佐

第三大隊長

陸軍步兵少佐

第一大隊副官

陸軍步兵中尉

殿 殿 殿 殿 殿 殿

第二大隊副官
陸軍步兵中尉

第三大隊副官

陸軍步兵中尉

我中隊長

陸軍步兵大尉

同中隊附士官

陸軍步兵 尉

同

陸軍步兵 尉

同

陸軍步兵 尉

同

陸軍步兵 尉

殿 殿 殿 殿 殿 殿

特務曹長ハ
準士官ナリ

同中隊附

陸軍歩兵特務曹長

同中隊附

陸軍歩兵曹長

同給養掛

陸軍歩兵一等軍曹

中隊付下士

陸軍歩兵 等軍曹

(以下所屬ノ下士書入スベシ)

殿 殿 殿 殿

第 分隊長
陸軍歩兵上等兵

(以下所屬ノ上等兵ヲ書入スベシ)

殿

我大隊計官

陸軍 等軍吏

同會計書記

陸軍 等書記

我聯隊醫官

陸軍 等軍醫正

我大隊醫官

陸軍 等軍醫

同副醫官

陸軍 等軍醫

同看護長

陸軍 等看護長

殿 殿 殿 殿 殿 殿

◎兵 役

一 常備軍は平素旗下に在て兵役に服する軍人を以て編制する者なり該軍人を分て現役兵豫備役兵となし現役兵は三ヶ年間屯營内に在て服役し豫備役兵は現役兵の豫備にして常に郷里に在て兵役義務を負ひ戦時或は事變に際し召集に應し直に常備軍を充實し又は補充隊へ編入する者なり其服役は現役を終りて四ヶ年なり

一 後備軍は常備兵役を畢りたる軍人を以て編制し該兵は郷里に在て産業を營み戦時或は事變に際し召集に應し軍務に服する者なり其服役は豫備役を終りたるより五ヶ年なり

◎國民兵

一 國民軍は満十七歳より満四十歳に至るの男子にして常備后備役にあらざる者を以て編制するものなり該男子は概ね全國大舉の際召集に應じて常備軍を補翼するものなり

◎部隊の識別

一 陸軍に五種の戦列兵と三種の非戦列兵あり

一 戦列兵とは歩兵騎兵砲兵工兵輜重兵なり

一 非戦列兵とは憲兵軍樂隊電信隊なり

其他屯田兵なるものあり是は北海道に在て兵農相兼ねるものにして屯田歩兵屯田騎兵屯田砲兵屯田工兵の區分あり

一 各兵種の職務

- 一 歩兵は小銃を使用し徒歩にて戦ふもの
- 二 騎兵は騎銃又は刀鎗を使用し馬上にて戦ふもの
- 三 砲兵は大砲を使用し戦ふもの
- 四 工兵は堡壘を築き道路を設け軍橋を架し電信線を張るもの
- 五 輜重兵と軍用の諸物品を運送するもの
- 六 憲兵は軍人不規則なるものを糺し兼て地方の警察をなす者

◎陸軍武官及び相當官の階級

- 一 將官は 大將 中將 少將 一上長官は大佐 中佐 少佐 一士官は大尉 中尉 少尉
- 一 將官 上長 官士官を總稱して將校と云ふ又見習士官あり
- 一 下士は 時務曹長 曹長 一等軍曹 二等軍曹
- 一 陸軍々醫總監(少將) 一陸軍監督長(少將) 一陸軍々醫監(大佐)
- 一 陸軍一等監督(大佐) 一全 一等軍醫正(中佐) 一全二等監督(中佐)
- 一 全 二等軍醫正(少佐) 一全 藥劑監(少佐) 一全三等監督(少佐)
- 一 全 獸醫監(少佐) 一全 一等軍醫(大尉) 一全 一等藥劑官(大尉)
- 一 全 監督補(大尉) 一全 一等軍吏(大尉) 一全 一等獸醫(大尉)
- 一 全 二等軍醫(中尉) 一全 二等藥劑官(中尉) 一全 二等軍吏(中尉)
- 一 全 二等獸醫(中尉) 一全 三等軍醫(少尉) 一全 三等藥劑官(少尉)
- 一 全 三等軍吏(少尉) 一全 三等獸醫(少尉) 一全 一等看護長(曹長)
- 一 全 一等藥劑手(曹長) 一全 一等書記(曹長) 一全 二等看護長(一等軍曹)
- 一 全 二等藥劑手(一等軍曹) 一全 二等書記(一等軍曹) 一全 三等看護長(二等軍曹)

一全三等藥劑手(二等軍曹) 一全三等書記(二等軍曹)
 其他歩兵隊には銃工長 縫工長 靴工長及び同下長なるものあり總て工長は一等軍曹
 下長は二等軍曹に相當す

◎服從

第一條 凡る命に服し令に従ふは軍を治むるの基本たるを以て上下尊卑の分を亂さ
 す上たる者は下たる者を愛し下たる者は上たる者に順ひ共に心を公平に置き諸事
 柔和にして決して威迫粗暴の舉動あるへからず

第二條 凡る下たる者上たる者に服従するは階級を逐ふて嚴重なるへし決して諛ふ
 ことなく規則に従ひ各其分限を守り以て恭敬 遵奉すへし

此階級に屬する服從の外に軍紀に於て同級中にも停年の新舊に應し服從を要し總
 て一般の勤務及公會に於ても之を守らしむ故に同級の諸軍人一同に服従する時は
 其同隊同科たるを然らざるを論せず各其停年新舊に因て服從の法を守ること恰
 も階級の上官に於ける如くなるへし

第三條 衛兵又は斥候等の勤務中は兵卒と雖も其職掌の權あるを以て上官に在ても此者に對し勤務上に就ては其權を犯かすべからず

第四條 同盟國の軍隊と連合するときは其將校下士及兵卒に對するも同じく服従の定則を守るべし

第五條 凡ろ下たる者上たる者に對し公私共に諸事前條の如く從順尊敬を盡し就中命令は謹て之を守り以て直に施行すべし決して其當不當を論し理不りを議すること勿れ蓋し命令の可否は出す者の責にして行ふ者の責に非されはなり

下たる者上たる者に對し其命令の原因主旨等を詰問するを許さず然れども其命令不分明なるときは謹て之を尋問するは妨げなし
新に受くる所の命令と以前の命令と齟齬するときは其趣を申述し然る後之を行ふべし

犯行のりて處分を受るときは假へ不當と思ふとも決して辯解することなく必ず之に服従すべし

第六條 上たる者の取扱ひ假令不條理と考ふるも下たる者決して之を争ひ論ずるを許さず但徐に順序を経て之を訴ふるは妨げなく又若し勤務中なれば勤務畢りて後之を訴ふるものとす

尊稱及稱呼

第一條 凡ろ下たる者上たる者に對して稱呼するときは直接と間接とを論せず必ず尊稱を用ゆるものとす而して其尊稱に區別あること左の如し

- 一 天皇 太皇太后 皇太后 皇后に對し奉りては陛下
- 二 皇太子及其他の皇族に對し奉りては殿下
- 三 將官には閣下
- 四 上長官以下には殿

第二條 直接に其人に對し之を稱呼するときは例へば皇族には單に「殿下」と云ひ將官には「何官閣下」上長官以下には「何官殿」と云ふ

他人に對し之を稱呼するときは例へば皇族は「某親王殿下」と云ひ將官は「某何官

閣下「上長官以下は「某何官殿」と云ふ

場合に依り職名を呼び例へは「師團長閣下」又「聯隊長殿」と云ふも妨げなし又例へは數人の上官一所にあるとき某上官に用談ありて最初之を呼ぶときは如きは前項の例に従ふものとす

下士兵卒に在ても亦總て此例に準す

第三條 尊稱は其人の身分に對するものなるを以て其人を稱呼するときに限り之を用ゆるものとす故に公文書の宛名又は職務上に於て其職名を以て之を云ふとき如きは此例外とす例へは大佐より少將に公文書を呈するとき其宛名には閣下と書せず一般の文書式に従ひ「殿」と書し又大隊長職務上にて聯隊長の命令を他人に傳達するときは如きは「某大佐殿」の命令云々と云はすして「聯隊長」の命令云々と云ふか如し

第四條 上級の者より下級の者を呼ぶときは直接と間接とを論せず必ず姓と官とを呼ぶへし例へは「某大尉」若くは「某曹長」と云ふか如し

◎中隊の週番勤務

第十三條 中隊の週番は軍曹一名上等兵二名とす但騎兵、野戰砲兵、輜重兵に在ては上等兵二名の内一名を庶週番とす

第十四條 週番軍曹の勤務は左の如し

- 一 週番中(少)尉及特務曹長の命を奉し週番上等兵を揮指し隊中一般の取締に任し兵卒の諸定則を遵奉するや否を監視し諸達、命令の傳達を掌り及兵器、被服、馬具其他諸物品の整否、舎内外の清潔及馬匹の手入飼養等を監視す
- 二 點呼のときは兵卒の室内に赴き給養班長より入員を聞取り之を週番中(少)尉に申告すへし但日夕點呼に在ては下士の人員をも併せ申告すへし
- 三 隊中の人員馬匹の増減出入は精密に之を知了し患者或は病馬あるときは中隊附將校若くは特務曹長以上の諸官不在の時の承認を経て軍醫或は獸醫の診斷を受けしむ

四 翌日の衛兵其他勤務に當る下士、上等兵に其命令を傳達し及兵卒並に馬匹の

番割をなすへし

五 炊爨準備の爲め毎日朝食は前日夕食後晝食は朝食後夕食は晝食後必ず食需傳票を以て現人員を炊事掛に通報すへし

六 營倉入を命せられたるものゐるときは風紀衛兵司令に引渡すへし

七 馬匹手入の時は厩舎を巡回し其良否に注意すへし

第十五條 週番上等兵の勤務は左の如し

一 週番軍曹の命を奉し舍内を静謐にし且つ兵卒をして諸定則を遵奉せしむるを以て己の責任とす又廐週番に在ては常に馬匹の安全ならんことを圖るへし

二 毎朝起床後若干時を経て當番卒を集め舍内を掃除せしめ常に舍内の清潔及備付器具保存の責に任す

三 廐週番は馬匹の飼養、衛生並に藪秣分配の事を管掌し及厩舎備付器具保存の責に任す

四 廐週番は病馬ある時は週番軍曹に届出て獸醫の來診を請ふへし

◎起居の定則

第一條 毎朝點呼の號音にて兵卒は舍内に於て點呼を受け病氣の者は其趣を給養班長に申出つへし

第二條 衣袴は孰れも定式を守り正しく着裝すへし但勤務及演習の外は脚絆を着せざるものとす

第三條 日朝點呼の後窓戸を開き毛布敷布を振ひ叩き響に疊みて寢臺の上に置き而して洗面の後兵器を清拭し被服を整頓すへし又午食後は毛布敷布を展へ臥床の準備を爲し置くへし

第四條 當番卒は毎朝食事後直に室内の掃除を爲すへし

第五條 室内は一切不潔ならざる様注意し且つ物品を錯亂し或は所定の外に持行く可からず

第六條 起床後日夕點呼迄は寢臺に就くを許さざるのみならず之に腰を掛くるを禁す然れども衛兵等夜間勤務を爲したる者或は暑中午後に於て臥床休憩を許すとす

及其他聯隊長より特に許可するときは此限にあらす

第七條 吟歌及高聲に雑話するを禁し喫食中は殊に行儀を正し静肅を旨とすへし

第八條 喫煙は舍内に在ては所定の外に於てするを禁し且つ舍外と雖ども彈藥庫、

火藥庫、武器庫、薪炭庫の如き火害の恐れある近傍に於て爲す可からす

第九條 室内又は廊下に痰を吐き煙草の吹殻を棄つ可からす又妄に釘を打付く可

らす

第十條 窓戸、机、腰掛、煖室爐其他の諸器具を汚し傷け或は落書す可からす

第十一條 兵器器具材料其他諸物品を自己の不注意等に依て毀損若くは遺失したる

ときは相當の處罰を受くるのみならず其代價の全部若くは一部を辨償せしむ

第十二條 窓より流動物其他の物品を投棄し又は物を乾し或は窓の縁にて物を切る

可からす

第十三條 兵器器具材料其他諸物品の掃除は所定の外に於て爲す可からす

第十四條 無用の着庖厨、洗濯場、浴室、職工場、廐舎等に行く可からす

第十五條 大小便は團圓の外に於て爲す可からす

第十六條 燈火は他所に持行くことを禁す又廊下の燈火は終夜之を消す可からす

第十七條 下士及上第兵消燈後公務に依り尙ほ點燈を要すへきときは日夕點呼前に

於て其旨を届出つへし

第十八條 許可なき物品を妄りに營内に持入る可からす

第十九條 室内に入る時は必ず靴の泥土を呼嚙に掃拭すへし

第二十條 煖室爐は其蓋を取り又炭酸氣を室内に入るを禁す又消燈後は其餘焰に注

意すへし

第二十一條 窓戸を開き置く時は上下若くは左右に開き又閉鎖する時は間隙あらさ

る様注意すへし然らざれば賊風の爲め傳康を害するものなればなり

第二十二條 營内に於て私に鳥獸を飼ふ可からす

第二十三條 衣服は清潔に洗濯すへし襦袢は殊に然りとす

第二十四條 身軀の不潔は最も健康を害するを以て頭面手足を洗ひ爪を剪り齒を磨

さ總て身軀を清潔にすへし頭髮は軍人の容儀に關するを以て短かく剪髮すへし
第二十五條 聯隊長の許可するときは室内に在て上衣を脱し或は胸部を開き靴を脱
することを得

第二十六條 私物を室内に置き又は使用するも妨げなし然れども風紀を害する如き
物品は之を置く可からず

◎検査の定則

第一條 武裝を齊一ならしむる爲め各隊長は時々部下の検査を行ふ之を武裝検査と
調ふ

此検査の方法及服裝は其時々隊長之を定め其隊中高級故參のもの之を司令す而し
て検査終れば隊長は各將校を集め其検査せし所の可否を告示するものとす

第二條 各隊長は兵器、器具、材料、被服其他諸物品の小部分に至まで綿密に其清潔
及修理の整否を検査す之を細密検査と謂ふ

第三條 中隊長は毎土曜日午後(少)尉若くは特務曹長をして下士兵卒の居室、廐

舎、兵器、器具、材料、被服他の諸物品の清潔及修理の整否を検査せしむ之を清
潔検査と謂ふ

◎使役の定則

第一條 凡る使役に充つる所の兵卒を當番卒又は從卒と稱す

第二條 當番卒は命令使、書翰使其他の雜役に使用するものとす

總て當番卒は營内の使役を除くの外第二種帽を冠り劍或は刀を佩ひ脚絆を着す可
し若し外套を携ふるときは巻て左肩上より右腋下に掛く又適當番卒は作業服を着
するものとす

第三條 當番卒を使用する場所人員及時間は聯隊長之を規定するものとす

第四條 將校は從卒として其隊中より兵卒一名を採り使用することを許す其兵卒は

第二年兵若くは第三年兵の内より撰拔すへし

第五條 從卒は將校の兵器被服等を拭淨し傳令の勤務に任し其他將校身邊の用向を
辨するものとす又將校出務中は其所在の當番勤務を兼ねしむることを得

第六條 從卒は前條の外諸勤務を免除すと雖も諸檢査及演習等には必ず出場せしむ

第七條 大尉以上及大隊副官は從卒を家宅に宿泊せしむることを得

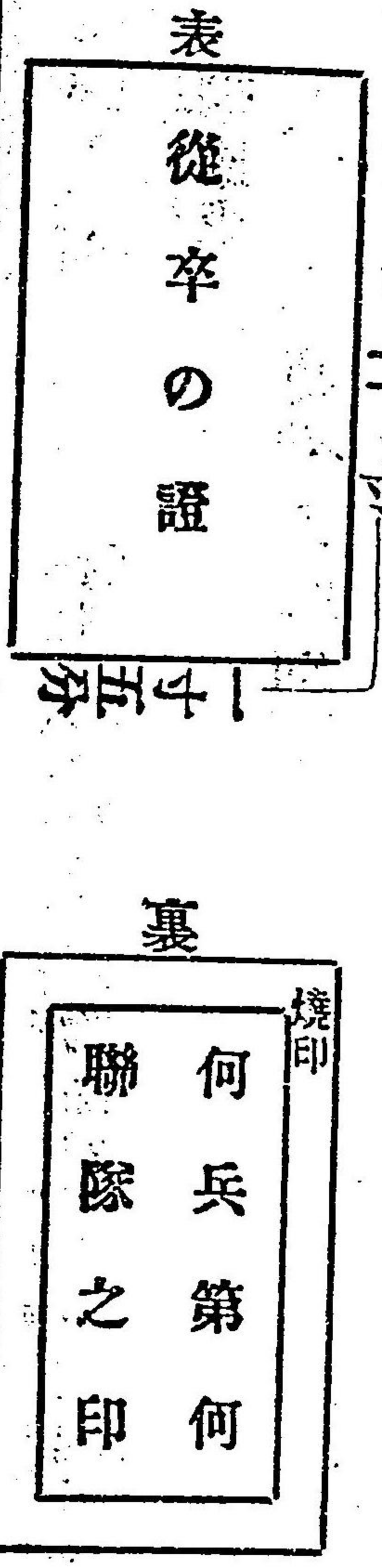
第八條 前條に掲ぐる其他の士官に在ては病氣看護を要するときに限り聯隊長の許可を得て家宅に宿泊せしむることを得但此從卒は諸檢査及演習等を免除す

第九條 將校の家宅に宿泊する從卒は兵器、被服等總て支給しある物品中所要の者は之を持參することを許す

第十條 從卒の俸給其他給與は總て他の兵卒と異なることなし

第十一條 從卒は屯營を出入するの外は常に定制の服裝をなさざるも妨げなし

第十二條 從卒には左の鑑札を携持せしむへし



第十三條 第四條に掲ぐる外一般の將官、上長官、士官より從卒の講求あるときは第四條乃至第九條に準して之を承諾すへし(將官には二名とす)然れども隊務に支障あるときは此限りにあらず

第十四條 將校公務を以て他行するときは其隊附に在ては聯隊長の許可を得隊外の者は聯隊長に照會し認可を得て從卒を隨行せしむることを得然るときは其旅費は將校の自辨とす

第十五條 從卒には報酬として其將校より若干金を與ふるものとす此金額は聯隊長之を定む

◎外出の定則

第一條 日曜日其他休業日は勤務に當る者を除くの外朝食後より兵卒は夕食前迄下士は日夕點呼迄特務曹長は午後十二時迄外出を許すものとす

第二條 特務曹長下士は週番勤務の者を除くの外勤務及演習等に支障あらざれば日々午後演習済より特務曹長は午後十二時迄下士は日夕點呼迄外出を許すも妨げ

なし又兵卒は日曜日其他休業日の外は外出を許さずと雖も水曜日午後は演習済より用辨の爲め夕食前迄之を許すも妨げなし

第三條 特務曹長以下臨時外出を願出て其情實己を得ざる確證あるときは聯隊長及

獨立大隊長は四十八時間以内大隊長は二十四時間以内中隊長は特務曹長、下士に

十二時間兵卒に二十四時間以内之を許すことを得へし

第四條 下士兵卒外出するときは第二種帽（陸軍服装規則第三條の場合に在ては

第一種帽前立を）を冠り劍或は刀を帶ひられたる者は帶革のみ 手牒を所持すへ

し若し外套を携ふるときは巻て左肩より右腋下に掛くるものと又雨天、泥濘

等のとさは脚絆を袴上に着するものとす

第五條 下士兵卒公用の爲め又は臨時に外出を爲す者には左の木札表裏とも焼を携

帶せしむへし

<p>當番卒用表</p> <p>第何號</p> <p>○ 公用證</p> <p>縦二寸</p>	<p>表</p> <p>第何號</p> <p>○ 外出免許</p> <p>縦二寸</p>
<p>各種裏面</p> <p>何兵第何</p> <p>聯隊印</p>	<p>下士及上等兵用表</p> <p>第何號</p> <p>○ 公用證</p> <p>縦二寸</p>

◎新兵入隊取扱の定則

第一條 新兵入隊する時は聯隊長は聯隊副官をして新兵を各中隊に配賦せしむ但聯隊に於て新兵を受領するの手續は別に定むる所に據る

第二條 各中隊に於ては被服其他所要の物品を配與し而して新兵の自服は本人の望に依り一時倉庫に預り置くことを得へし

第三條 新兵入隊の當日中隊長の面前に於て將校、特務曹長、下士列席の上讀法を聽聞せしめ及誓文牒に署名捺印せしむ其誓文左の如し

誓文

今般御讀聞相成候讀法の條々堅く相守り誓て違背仲間敷候事

明治 年 月 日

姓 名 印(花押)(捺印)

第四條 聯隊長は新兵入隊の翌日聯隊を整列せしめ軍旗を樹て新兵入隊式を行ふ其

方法左の如し

一 聯隊は所定の地に整列し新兵は聯隊の中央前若干歩の地に於て其隊號の順次に整列す

二 聯隊長中央前に來れば週番中隊長新兵をして圓列を作らしめ聯隊長は其中央に在て勅諭を奉讀し之を聽聞せしむ

三 之を終れば新兵を横隊に復らしめ聯隊は故參少佐の號令を以て分列式を行ふ此時新兵は聯隊長の後方若干歩の地に整列す

第五條 此式を行ふは定期入隊の時に限るものにして其他の時に在ては中隊に於て讀法聽聞の時中隊長勅諭を奉讀し之を聽聞せしむへし

◎滿期兵退營取扱の定則

第一條 聯隊長は兵卒滿期退營の先日聯隊を整列せしめ軍旗を樹て滿期兵退營式を行ふ其方法左の如し

一 聯隊は所定の地に整列し滿期兵は聯隊の中央前若干歩の地に於て其隊號の順

次に整列と

- 二 聯隊長其中央前に來れば週番中隊長は滿期兵に捧銃をなさしめ聯隊長は滿期退營の旨を布達す中隊長は立銃を令し聯隊長は善行證書を付與す然る後中隊長は團列を作らしめ聯隊長は其中央に在て概ね左に記載する事項を告諭す
 - 一 天皇陛下に對し奉りて忠節を盡す事は瞬時たも妄るへからざる事
 - 一 戦時若くは事變の時は勿論復習の時と雖も召集の命あるときは速に集合すへ事
 - 一 豫備役、後備役中は猶在營の心得を以て地方の法律は勿論陸軍の法令を嚴重に遵守すへ事
 - 一 軍人は一般人民の龜鑑ともなるべきを以て粗暴の振舞、破廉耻の所業なく孝悌を守り衆人に敬愛せらるゝ様常に心掛くへ事
- 三 之を終れば滿期兵は聯隊中の本隊に復歸し聯隊は故參少佐の號令を以て分列式を行ふ

第二條 此式を行ふは定期滿期兵の退營に限るものにして其他の時に於て滿期退營の兵ある時は中隊長第一條第二項の告諭をなすへし

◎風紀衛兵の定則

- 第一條 營内を靜謐にし且つ定則を確守せしめん爲めに屯營毎に風紀衛兵を置く其任務たるや營中一般の風紀を維持し内外の警戒を掌るに在り故に一般の定則及注意等は衛成の衛兵と概ね異なることなし但服装は略装（陸軍服装規則第三條の場合に在ては正装）にして歩兵要塞砲兵工兵に在ては背囊外套を 負ひ脚絆を袴上に着すへし
- 風紀衛兵は概ね下士を以て其司令に任するものとす但時の景況に依り將校若くは特務曹長を以て之か司令たらしむることあるへし
- 營内門出入の者にして軍人の態度及服装等其法に違ふものあるときは之を規正するを以て其任とす
- 第二條 衛兵の人員は哨所の數に依り其哨所は聯隊長之を定むるものとす

第三條 風紀衛兵は聯隊の週番之を管轄するものにして衛兵の任務に關する諭告、命令は該週番より受くるものとす

第四條 衛兵司令は衛兵に關する一般の命令及指揮、營中日課の諸號音、營倉の事務、並に衛舍備付器具保存の責に任す

第五條 衛兵司令は其管轄する各哨所に生ずる諸件を處理す而して其守則外の事件は週番中隊長に申請し其指揮を受くへし

第六條 司令の職務を完全ならしむる爲め衛兵司令は自ら營内を巡回し又時々部下をして此巡回をなさしむ而して夜間は殊に火災を警むることに注意すへし

第七條 歩哨の任務は概ね衛成の歩哨に異なることなしと雖も其各哨所の守則は特別に之を授くるものとす

◎營倉の定則

第一條 屯營の營倉は懲罰に處せられたる者を錮する所とす

第二條 入倉者着用する被服及特許するもの、外物品等を營倉内に入る、を許さず

第三條 總て營倉の開閉には衛兵司令止を得ざる場合には衛舍掛を必ず其場に立會ひ又一日に少くも二回營倉内に新鮮の空氣を流通せしむへし

第四條 輕營倉は消燈號音より起床號音迄の間は蚊帳及毛布を興へ食物は平常に異なることなし又時々入浴を許すへし

第五條 入倉者、操典、野外要務令、内務書其他必要の書籍等ノ内一本を入る、を許す

◎厩の定則

第一條 隊厩は各中隊に區分し中隊週番の關する所にして之に厩當番卒若干を置き以て厩中の取締及雜役に服せしむ

第二條 交代定時限に至れば上番の厩當番卒は厩週番上等兵の引率に依り厩に至り上等兵の目前に於て交代をなし下番の厩當番卒より厩内規則の申送を受け諸器具を受取るものとす

第三條 厩内に火を持來り又は喫煙するを禁す

第四條 水槽の水は夏時は飲水前凡ろ三十分冬時は凡ろ十分前に汲入れしめ殊に水槽の淨否に注意すへし

第五條 廐内は常に空氣を流通せしめ又馬匹皆廐外にあるときは必ず廐の窓戸を開き極板を乾燥せしむへし

第六條 鞍及毛布は廐中の鞍掛に頭絡、副頭絡、小仲間、手入囊及水勒は其傍の釘に掛け置くへし

第七條 馬匹の手入は朝夕二回之を行はしむ然れども日曜日其他休暇日には夕の手入を行はざるも妨げなし

第八條 各馬房には馬匹の名稱及番號等を記する馬名札を掛くへし又馬病には病名札を掛くへし

◎病者の心得

一 疾病に罹るときは給養班長若くは週番軍曹に申出て軍醫の診断を受くるものとす
二 診断を受くるときは次の各項に注意すへし

一 病者の容態を告ぐるも決して無用の言辭を述べぬ事

二 診断所に於て吹煙又は雑談せぬ事

三 病者は示定の處に在て週番軍曹又は週番上等兵の呼出に由り順次診断を受くべし

事

一 患者の種類左の如し

就業 半休 全休 入院

一 就業とは最も輕患にして一時投藥に止るもの

二 半休とは本日の業を免し舍内に在て休業すと雖ども寢に就くことならぬ

三 全休とは休養室に入り治療を受くるもの

四 入院とは衛成病院に入り治病を受くるもの

一 病症に左の區別あり

一等症 二等症 三等症

一 一等症とは公務上より生ずる傷痕疾病にして若し之か爲め自己の用辨を妨ぐる

に至るものは相當の恩給を下賜せられ且治療中も尙日給を減せらるゝことばな
 5
 一 二等症とは自然に發したる疾病にして其入院以上に渡るものは日給半額を減せ
 らる

一 三等症とは自己の不攝生から發したる疾病にして(黴毒類)其入院以上に渡るも
 のは日給半額を減せられ又時宜に依り處罰を蒙ることあり
 一 將校下士休養室に來るときは病床を離れて敬禮すへし

◎ 赤十字

一 赤十字の旨趣は文明諸國が盟約して戰地に於て互に負傷者並に病者を救ひ助くる
 ものなり
 一 赤十字の標章は白地に赤の十字を畫く者なり
 一 此標章を附けたる傷者家屋は敵にも非らず味方にもあらず全く彼我に關係なきも
 のなり故に此標章ある者に對しては一發一刀たも加ふることは許さず

一 前條の如くなるを以て假令負傷し敵手に入るとあるも此標章附する時は決して
 殘酷の取扱を受る事なきのみならず却て尊敬救護を受くるものなり故に敵兵敗
 走の際患者を遺して退くれば之に對しては軍人たるの禮儀を正し決して侮辱を
 加ふる等の所爲あるべからず
 一 休養室の規則を犯すものは相當の處罰を受くるものである
 一 眼病其他病者の品(手拭の類)は一切借する事はならぬ
 一 外出 中食物は善良なる品の外一切喰ふ事はならぬ又多食して之か爲め疾病を醸
 すときは罰を受くる事がある

◎ 陸軍禮式の摘要

一 敬禮は上下の分を正ふする爲め大切なるものなり故に之を行ふには中心より恭敬
 の意を表せねばならぬ心苟くも恭敬ならざれば外貌或は整肅を表すとも唯虚飾と
 なり決して眞正の禮儀ならず
 一 敬禮は室内と室外との二つに分てあり

一室内に在ては其人に對して正面し姿勢を正し体の上部を僅かに前に傾く若し帽を
持つときは右手にて前ひを摘み垂直に提げ帽の内部を右股に向はしむ若し兵器を
持たぬときは先づ戶外で帽を脱ぐものなり

一室外では右手を挙げ諸指を閉ち食指と中指を帽の前庇の右側に當て掌を稍々外面
に向け肘は肩と齊ふし受禮者の眼に注目するものなり之を舉手注目之禮と云ふ
一銃を携ふるときは敬禮は室の内外に於て異なる事なし
一銃を携ふるときは敬禮は

天皇、皇后、太皇太后、皇太后陛下、皇太子、皇太子妃、皇太孫皇太孫妃殿下、
皇族、外國皇帝、皇后陛下、同皇族、我が軍旗、將官、佐官、士官、同相當官、理事、
大勳位及び勳一等より六等に至る各種勳章(寶冠を除く)佩用者に對しては凡て捧
け銃禮を行ひ下士同相當官並に勳七等八等の各種勳章を佩用する者には立銃の
儘にて姿勢を正ふして敬禮するものなり
一準士官及見習士官は士官に上等兵は下士官に準して敬禮を行ふものである

一軍人の敬禮は人に對して行ふものでなく官職に對して行ふものである故に定め
服裝をなす者に行ふを正例とするなれども單獨の敬禮は縦令和服を着するも面識
ある上官に對しては舉手注目之禮を行ふものなり

一陸海軍々人及び和親諸國の陸海軍々人軍隊に對しては凡て我陸軍々人軍隊と同一
の敬禮を行ふものなり

一上官より勳記辭令書の類及び物件を受け或は呈するときには五六歩の處に於て敬禮
を行ひ後ち適宜に進み(室内に在ては帽を左脇に狭む)右手を以て拜受し左手を添
へて披見し直ちに之を收め正面の儘舊位に歸り敬禮を行ひ右轉回をなし退く若し
返簡或は領證を受くべきときは舊位に復して待つものである命令諭告等を承り或
は上申をなしぬ物件を呈するときも尚之れと同一なり

一前の場合に於て銃を持つときは敬禮の後ち右手を以て受け或は呈す捧銃をなした
るときは立銃に復して之れを爲すべし若し受くる處のもの披見を要するときには銃
を立て、体に托し右臂を以て之を支へ兩手を以て披見するものなり

一 軍人室内に於て公事を談ずるときは下級の者は腰掛を離れて立ち姿勢を正すものである併し上官許可すれば着席せざるも妨げなし

一 上官居室に来るときは腰掛を離れて立ち敬禮を行ひ其室を去るときは又同じことなり

一 居室へ將校來るときは上官以上なれば「列に」の令にて現在のもの各自の寢臺前に立更に「直れ」の令にて姿勢を正し士官なれば單に「直れ」の令にて其場に立ち姿勢を正す此號令は誰にても最初に發見したるもの之をなすものなり

一 同級又は下級のもの居室に來り敬禮を行ふときは同級なれば一旦腰掛を離れ下級なれば其儘答禮せざる者なり

一 兵卒數名在る上官の許に至り敬禮をなすには先づ其最高級の人に敬禮し次に他の一同に敬禮するものである其場を去るときも又此順序にて敬禮を行ふものなり

一 兵卒室内より外望しあるに當り上官其前を通過するときは敬禮を行ひ之に反するときは亦同一なり

一 途上に於て行幸、行啓に逢ふときは前驅の稍々前より道路の一侧に停りて正面し車駕六歩前に近くと敬禮を行ひ六歩過ぎ去る迄此姿勢を亂すことばならぬ若し乗車しあるときは下車するものなり

一 途上に於て軍旗(上覆)を附したるときは此限りならず(或は將校に行き遇ふたるときは六歩前にて姿勢を正し三步前にて停り敬禮を行ふものである下士に對しては停るには及ばぬ又銃を携ふときは下士に對しては其人に注目し敬禮を表するものなり

一 二名以上の上官に對し敬禮するには其最高級の上官に相當する敬禮を行ふものなり

一 兵卒上官と同行するときは其左側或は後方に就くものである誘導者となるときは此限りにあらず

一 受禮者と遠く隔り或は夜間と雖とも其上官たるを識別すれば必ず敬禮を行ふものなり

一 車に乗て上官に逢ふときは乗車の儘体の上部を眞直に起し兩足を揃へ姿勢を正し敬禮を行ふも妨げなし

一 上官の後方より其先へ行越さんとするときは必ず許しを受け後ち先行するものなり

一 物件を携へ右手を擧ぐる能はせ或は之を擔ひしときは將校に對しては其儘停止注目して敬意を表す下士に對しては注目して通過するものなり

一 上官の引卒する軍隊に對しては其隊長(假令は大隊に在ては大隊長の如し)にのみ敬禮を行ひ其隊に注目しつゝ行進す若し軍旗あれば尙ほ此れに敬禮を行ふものなり

一 儀仗隊の現に服務中の者并に會葬の儀仗隊に對しては其隊長にも敬禮を行ふに及ばず其櫃に對しては死者の階級に相當する敬禮を行ふものなり

一 兵卒隊伍に列するときは其司令の號令を以て敬禮を行ふ然ども隊伍を解き休憩しあるときは軍人單獨の敬禮を行ふものなり

一 帶動者の略綬を佩用するものに對しては其種類を問はず立銃にて姿勢を正し敬禮を行ふものなり

一 帶動者にして其勳章に對する敬禮と官職に對する敬禮と相等しからざる者に對しては其重きに從ひ敬禮するものなり

一 喇叭を携ふる時の敬禮は紐を頸に掛け右手の四指を接し拇指を上にし喇叭の後身と前身とを握り接着管を右手の脈部に接し漏斗狀の邊端を右腕骨の下部に當て口管を右足尖の方向に一致せしめ之を水平に持ち臂を自然に体に接するものなり

◎陸軍刑法の摘要

一 陸軍刑法とは軍人重大の犯罪を罰する者なり其箇條の大要左の如し

反亂

反亂とは軍人國に背き敵に與し又は禍亂を醸す等の罰を云ふ

抗命

抗命とは軍人命令に抗し若しくは服従せざる者等を云ふ

暴行

暴行とは軍人、士官及び哨兵に對し暴行を爲し又多衆結合して相闘闘し俘虜降人を劫奪し創傷人の衣服財物を褫奪し哨兵衛兵安りに銃砲を發する者等を云ふ

侮辱

侮辱とは上官又は哨兵を罵詈若しくは侮慢する等を云ふ

違令

違令とは哨兵に對し哨令を犯し又哨兵擅に守地を離れ或は睡眠若は酩酊して事を省せざる者歸休兵及豫備後備の軍籍にある者故なく召集の期に後る者反亂の罪を犯さんとする者あるを知りて申告せざる等を云ふ

逃亡

逃亡とは軍人擅に職役若しくは屯營本隊を離れ六日を過る者等を云ふ

詐偽

詐偽とは斥候偵察の命を受付詐偽の報告を爲し若しくは傳令使命令を詐り傳へ又は

疾病を作為し身体を毀傷し兵役を免るゝことを圖る等を云ふ

結黨

結黨とは軍人黨を結び規則命令の施行を妨げ若しくは之を妨げんと謀る者等を云ふ

懲罰令の摘要

懲罰令とは軍人の不規則を戒しむる罰則なり其犯行の簡條は左の如し

- 一 上申下達其他定めりの期ある時日を稽緩する者
- 二 命令を誤り若しくは之を誤り傳ふるもの
- 三 職役若しくは屯營本隊を離るゝ者
- 四 地方に赴き歸省の期に遅るゝ者
- 五 行軍に際し發程及び乘艦の期に遅るゝ者
- 六 召集の期に遅るゝ者
- 七 受寄財物若しくは借用物を典却するもの
- 八 官物を擅用する者

- 九 法則命令を違奉せず若くは誹謗する者
- 十 罵詈雑言若くは闘争する者
- 十一 暴行脅迫する者
- 十二 猥りに剣を抜く者
- 十三 酩酊して事を省せざる者
- 十四 言語行為詐偽に渉る者
- 十五 疾病事故に托し勤務演習を免れんとする者
- 十六 抗言恃頑従順の道を失ふ者
- 十七 犯罪あるを知り之を曲庇する者
- 十八 勤務演習集合の期に後れ若くは之を欠き若くは解るもの
- 十九 服装法に違ふ者
- 二十 欠禮する者
- 廿一 官給の物件措置拭拂法に違ふ者

- 廿二 物件を誤毀遺失若くは汚損する者
 - 廿三 失言過語若くは應答の事理を誤る者
 - 廿四 軍人の態度を失ふ者
 - 廿五 素行修らざる者
 - 一 懲罰には重營倉輕營倉苦役の三種あり
 - 一 重營倉の者は演習の外勤務を停め營倉に鋼し寢具を與へず唯飯と水鹽を與ふるものなり
 - 一 輕營倉の者と演習の外勤務を停め營倉に鋼し寢具を與へ且つ食事も一般のものと同様なり
 - 一 苦役は勤務演習の外營外に出つるとはならせ而して掃除の雜役を執るものなり
- ◎村田連發銃分解結合
- 一般の分解左の如し
- 第一銃剣 第二負革 第三遊底

遊底を脱するには左の順序に従ふ

甲 駐脚駐螺 銃身を上にし銃を水平にし横杆を起し轉螺器を以て之を脱す

乙 駐脚

丙 遊底 銃を水平にして銃身を上にし右手にて横杆を引き徐ろに之を脱す

丁 遊頭

第四 木被

銃身を上にし右手を以て被の後端を脱し後前端に及ぶ

第五 上帶發條駐螺

第六 上帶

銃を立て銃身を左にし左手にて照星の下を握り拇指と食指を以て上帶發條を押し右手を以て之を脱す但し銃口蓋を冠しあるときは先

第七 彈倉管

第八 過筒坐飯の駐螺

第九 過筒坐飯

銃身を上にし左手を以て過筒坐飯の下に就て銃を支へ搬筒匙軸を連發の位置に致し右手の食指或は木片等を以て搬筒匙を押し坐飯を脱す

第十 銃尾螺子

第十一 用心金駐螺

第十二 用心金

第十三 下帶

螺子緩を左手の拇指を以て駐帶發條を押し之を脱す但前床の上端に於て照星及前床に傷けざる如く注意すへし

第十四 銃身

銃を左の腋下に狭み銃身を下にし左手にて照尺の下部を支へ右手にて過筒坐飯室の前部を叩き之を脱す

第十五 搬筒匙

搬筒匙軸の轉把を旋回しつゝ之を脱す

第四以下の諸器具は士官の許可あるに非れば分解するを禁す

此諸器具は分解するに應じて正しく併列し置き之を結合するには分解と全々反對の順序を以てすへし

右に示す所の各目に洩れたる器具は決して分解すへからず斯の如き者は其位置に就き掃除すへし

過筒坐飯を結合すには先づ坐飯后端の小駐梁を尾筒の背部搬筒匙室の後端に在る

駐梁室に嵌め然る后銃身を上にし轉螺器の尖端を以て搬筒匙の長孔より過筒室發條

を壓し左手にて坐飯と其位置に致すへし

遊底は先の驟子抽筒子遊頭と集結し尾頭中に納めて抽筒子及驟子を其室に正對せし

め然る后遊底を取が撃鉄を上げ左手を以て銃把を握り右手に槓杆を取りて尾筒に劇

突せざる如く遊底を尾筒中に送り遊頭を強壓して全く結合す

彈倉を脱せしして過筒坐飯を分解するを要するときは彈倉發條の後出するを避く爲

め右手の拇指を以て押栓を支へつゝ搬筒匙を壓し過筒坐飯を脱し然る后搬筒匙を上

け匙鼻を以て押栓を支へ置くへし

彈倉發條を分解するには彈倉管を脱したる后彈倉發條蓋栓と共に脱出すへし

遊底の分解結合

遊底の分解は左の順序に従ふ

- 第一駐脚駐螺
- 第二駐脚
- 第三遊頭

遊頭は左の諸器具を附屬す

- 甲 驟子
- 乙 抽筒子駐栓
- 抽筒子
- 抽筒子發條

第四擊莖發條駐脚

擊鉄を下し倒に遊頭上に置き擊莖脚輪の両肩を遊頭兩肢の窪部に支へ左手を以

て圓筒を握り強壓して擊莖發條を短縮し右手を以て駐脚を旋回し之を脱す

- 第五擊鉄
- 第六擊莖
- 擊莖發條

此諸器具は分解するに應ず正しく併列し置き之を結合するには反對の順序を以てす

遊底の三を分解するときは一般の分解中第一第二の手續を省く可し擊莖發條駐脚を結合するには圓筒擊莖發條 擊莖 擊鉄を集結したる后擊鉄を下したる位置に致し油倉の蓋把を傾げざる如く注意し脚輪を両肩の遊頭の両肢に支へ發條を壓縮し擊莖の螺子頭を全く擊鉄外に突出せしめ擊莖發條駐脚を螺着し擊莖の後端をして駐鉄の后面と齧頭なるに至らしめ尙油倉の蓋把は其適合講に一致するに至て止む 擊鉄に附屬したる油倉蓋は油倉内に油を注入する時にあらざれば脱す可からず

◎衛成規則

○衛成服務規則

第一章 衛成服務

第一條 衛成服務は其種類又は目的に従て各兵の任する所とす 將校下士は其階級の如何を問はず其司令權相當の人員より其少の者を指揮するこ

とめる入地

第二條 服務の種類及目的左の如し

第一種 分遣隊及護送兵即ち數日間服務するもの

第二種 衛兵傳令兵控兵儀仗兵使役等即二十四時間毎に交代するもの

第三種 巡察及給代

分遣隊は衛成地外の支隊にして砲臺火藥庫等に置くものとす護送兵は囚徒兵器彈藥等の輸送を護衛するものとす

衛兵は樞要の場所官衛武庫火藥庫等の守備に任するものとす 傳令兵は衛成司令官陸軍高等官衛及衛兵等に附屬し命令及び報告の傳達に任するものとす

控兵は時機に應じて衛兵を増加し或は臨時派遣の爲めに營中に備ふるものとす 巡察は衛兵の勤惰を督し市街の動靜を視察し及各守地病院及監獄等を巡檢するものとす

総代は慶賀葬祭等の際軍人の一部分を代表して其式場に臨むものとす

使役は兵器糧食被服等の運搬手入其他の雑役に服するものとす

第三條 凡る衛戍の服務は諸隊合同履行すべきものなりと雖も場合に依り特に某兵種を撰用することある可し

第四條 事故の爲め衛戍服務を完了せざるも左の場合に於ては之を實行したる者と見做すべし

第一種 服務は衛戍地を出てたる後

第二種 服務は屯營を出でたる後

第三種 服務中巡察は之を始めし後総代は式場に到りたる後

第五條 衛戍副官は衛戍服務の細件を掌理し毎日衛戍司令官の定むる時刻に於て諸報告を受領し之を司令官に呈すべし又此時刻に於て司令官の命令を達し必要の事件を傳告すべし

第二章 衛兵の服務總則

第六條 本軍衛兵服務の規則は専ら歩兵隊に關し之を定むと雖も其他に在ても亦之を適用すべし

衛兵は初めて其守地近傍の屯營に在る軍隊を以て之に充つるを常とす

衛兵の交代法

第七條 下番衛兵は交代の期限前に至れば武裝を整へ衛舎の前に於て其左方に上番衛兵の爲めに餘地を置いて整列す若し其場所狭少なるときは上番衛兵をして衛舎の方に整列せしむる爲下番衛兵は其前方に整列し衛舎に對向す而して上番衛兵凡る五十歩の地に來れば速歩進行を取り喇叭を吹奏す而して其位置に至れば停止正面して整頓す兩衛兵は共に捧銃をなし喇叭手は「皇御國」を吹奏す

兩衛兵の司令は互に進て敬禮を行ふ而して下番衛兵司令は職務に關する百事を上番衛兵司令に傳告するものとす

上番衛兵の司令は部下に職務を分課し衛舎掛をして衛舎及舎内備付の諸物品を請取らしめ又歩哨掛をして歩哨の交代をなさしめ且つ下番衛兵の歩哨掛より其職務

上に係る申渡を領承せしむべし
歩哨交代終れば兩衛兵司令共部下をして拜銃を爲らしめ兩衛兵の喇叭手は「皇御國」を吹奏して下番衛兵は退去す

下番衛兵已に退去すれば上番衛兵の司令は部下を解散して衛舎に入らしむ衛兵は衛戍司令官の訓令に従ひ其銃を銃架に置くか或は衛舎内に置く可し何れの場合に在ても銃及背囊は各自番號の順序に従ひて之を列置し鎖雑せざる様注意すべし

暗號

第八條 暗號は地方の情勢に於て必要あるときは之を用ひ衛戍司令之を規定す
海軍兵同衛戍地に在るときは衛戍司令官豫め其長官と協議して暗號を規定すべし

暗號は衛兵上番時刻前封書を以て衛戍副官より聯隊長及獨立隊長に傳達すべし衛兵司令巡察及控兵の將校下士には週番大隊副官をして傳達せしむるものとす衛兵司令は日夜前に於て部下に暗號を授くべし

第九條

陸軍大臣參謀總長監軍及近衛都督には衛戍副官暗號を持參し陸軍各官衛は

暗號受領人と副官の許に出すべし又時機に由り之を地方官憲に送附するを要する
ときは下士或は古參兵卒を以て之を齎らしむ

衛兵司令の職務

第十條 衛兵司令は其任務を熟知し之を實行するに必要なる事項を部下に教示し之をして嚴正に其勤務に服せしむべし

第十一條 衛兵司令は勤務の外衛舎を離るゝを得ず常に刀劍を帶ぶ其の下士兵卒に在ては劍及彈藥盒を脱するを許さす又夜間衛兵の三分の二は就眠することを得ず
第十二條 衛兵司令は衛兵をして暫時も衛舎を離しむべからず屢は點呼又は呼集をなし以て警戒を怠る可らず

第十三條 衛兵司令は常に部下の服裝に注意し朝夕點呼の後其檢査をなすべし
第十四條 衛舎には常に其人員に應ずる實包を入れたる函あり此函は衛戍司令官嚴重に鎖封して火災の患なき場所に置くものにして衛戍司令官の命あるか又は形勢萬止むを得ざる時にあらざれば衛兵司令其鎖封を開き實包を分配するを許さす

第十五條 衛舎には不虞の準備として最近に在る左の個所を掲示すべし

其一 憲兵屯所及警察署

其二 兵營

其三 病院若くは醫官の宿所

其四 消防隊の屯所

第十六條 現行犯逮捕に關して憲兵又は警察官より助力を請ふことあるときは速に之を援助すべし然るとも別命あるにあらざれば衛兵司令自ら之に趣き或は部下在員の過半を分遣すべからず

第十七條 凡る衛兵を分遣するには何れの場合を論せず其兵員は必ず前條の例に遵ふ可し衛兵司令は何れの場合に於ても分遣の理由及び援助の景況等を詳記して速に衛成司令官に報告すべし

第十八條 事變に際しては衛兵司令部下をして兵器を取らしめ人をして衛舎の周囲に群集せしむ可らず若し群集散せず其勢危急に迫るときは銃に裝填せしむべし此

場合に於ては直に其旨を衛成司令官憲兵警察官兵營に急報すべし

衛兵襲撃を受くるの外は治安維持の爲めたりとも第四十七條に記載する場合にあらざれば兵器を用ゆを得ず

第十九條 守地近傍の火災に當りては衛兵司令は部下をして兵器を執らしめ直に衛成副官憲兵警察官消防隊及近隣の兵營に通報すべし

第二十條 衛兵は警戒及敬禮の爲め執銃整列す但非常の時にあらざれば背囊を負はざるものとす

第二十一條 衛兵司令は毎日衛成司令官の定むる時刻に於て前日交代後發生せし事件を詳記して之を報告すべし

重大の事件にして急報を要するときは別の報告書を衛成副官に送致すべし
第二十二條 衛兵司令部下に犯罪其他事故に因り服務を繼續せしむ可らざる者あるときは直に本隊の週番副官に通知して交代兵を要求し後之を衛成副官に報告すべし

衛兵下士の職務

第二十三條 衛兵司令將校なるときは下士は之に隸して細務に従事し又司令衛舎を離るるときは必き留守すべし

第二十四條 毎日報告の時刻には衛兵司令の報告並に衛舎の帳簿を持參し衛成副官に呈し又必要なる消耗品の傳票を受領し之を衛舎掛に渡すべし
衛兵司令下士なるときは上等兵司令上等兵なるときは古參の兵卒前項の事を掌る

衛兵上等兵の職務

一 總則

第二十五條 衛兵に數名の上等兵あるときは其内一名は衛舎掛を勤め其の他の者は交番に歩哨掛或は巡察斥候等に關する勤務に服す上等兵一名のみなるときは此諸勤務を兼掌す

衛兵司令上等兵なるときは故參の兵卒として歩哨掛の職務を執らしむることを得

二 衛舎掛

第二十六條 衛舎掛は衛舎内外の清潔に注意し衛舎及舎内備品の諸器具保存に任す故に交代の時下番衛舎掛立會にて諸器具及ひ門戸窓牖等に至るまで悉く破損欠失なきや否やを檢し而して其有無を衛兵司令に報告すべし若し破損欠失あるときは司令より其旨を衛成副官に報告すべし

三 歩哨掛

第二十七條 歩哨掛は歩哨の交代を掌り且其服裝を整理し其守則を熟知し且嚴密に之を實施せしむるを任す又哨舎の清潔保存を監視すべし

四 歩哨の配置及交代法

第二十八條 歩哨を配置するには其第一古參のものを銃前歩哨とし第二のものを最遠なる守地に置き順次衛舎に近くに從て新參のものを置くを例とす
人員寡少と衛兵に在ては別に銃前歩哨を置かざるを得

第二十九條 歩哨掛は歩哨に當るべき兵を呼出し之を一線に並列せしめ(其人員四

名以下なるときは重複せずして(右向きとなさしめ自ら先頭の左に附き)下番衛兵の歩哨掛ぬる時は又左に附き(て交代に赴く其交代の順序は銃前歩哨を始めとし次に最遠の哨所に行き夫々逐次に衛舎の近傍に及を例とす其交代すべき歩哨を距ると大凡六歩の地に到れば歩哨掛其隊を停め歩哨掛は上番歩哨を下番歩哨前面に透對立せしめ「捧け銃」の令を下す此令にて兩歩哨は捧銃を爲し下番歩哨は低聲を以て其守則を上番歩哨に傳告す若し其傳告中認謬あるときは歩哨掛之を改正し或は説明を加へ終て歩哨掛は兩歩哨をして立銃せしめ然る後上番歩哨をして哨舎の外を檢査せしむ

銃前歩哨を除くの外総て下番歩哨は交代後其隊の後方に付き歩哨掛に従ふて衛舎に歸るものとす

交代全く終り衛舎前に歸れば歩哨掛は下番歩哨の銃を檢査して解散せしめ然る後衛兵司令に交代終りたる旨を申告すべし

第三十條 歩哨は通常二時間毎に交代せしむるものとす然れども時候若くは形勢に

依り一時間毎に交代せしむることを得

此場合に在ては衛成司令官特に命令を下す可し但天候劇變の際は衛兵司令之を變更することを得

○歩哨の職務

一 総則

第三十一條 歩哨は擔銃或は立銃を爲し或は銃を腕にし其守地を看守すへし假令哨舎内に在るときと雖も銃を離す可らず夜間又は別命あるにあらざれば銃に劍を附せ

歩哨は哨舎の近傍三十歩以内を行動することを得ると雖も爲めに看守を怠るべからず又交代の時は必ず其定位に復立すべし

歩哨は姿勢動作を嚴正にすへし吟哦喫煙し或は諷りに人と談話し或は哨舎を毀損し或は其近傍を汚穢にし或は頭巾を着す可らず又雨雪天の外は哨舎に入る可らず歩哨は歩哨掛の引牽せし兵にあらざれば交代すへからず又衛成司令官副官衛兵司

令下士上等及巡察にあらざれば他人に其守則を語り或は他人より更に守則を受く可らず

步哨の敬禮は陸軍禮式の定むる所に遵ふ

二 步哨の警戒

第三十二條 步哨は常に耳目を活動して百事に注意し其哨舎内に在る時と雖も決して警戒を怠る可らず又敬禮を行ひ特に警戒を要するときは必ず哨舎より出づべし然れども敬禮の爲め警戒を怠る可らず步哨若し火災あるを知らば「火事と呼び」又盜賊暴行者等を見れば「氣を付け」と呼び隣哨又は衛舎に報すべし
銃前歩哨は非常號音を聞くか又は陸軍禮式第四十八條に依り衛兵の銃を執るべきもの及巡察將校の來たるを望見せば「執れ銃」と呼ぶ可し

三 夜間歩哨

第三十三條 步哨特別の時機に於て又特別の守則に依り夜間人の安りに近接することを許さざる時は之を問查すべし此場合に於て人來らば「止れ」と呼び其人止れ

ば「誰か」と問ふべし其人斥候又は巡察に非れば「通れ」と呼び已れより反對の方向に通行せしむべし若し「止れ」と呼ぶこと三回に及ぶも答へず尙ほ前進するときは銃を構へて行進を遮阻すべし
斥候巡察等なるときは次の法に據て問查すべし

甲 斥候に對する時

第三十四條 銃前歩哨夜間軍隊の來るを見れば「止れ」と呼び衛舎に向て「執れ銃」と呼ぶ可し此呼聲に應じて軍隊は其行進を停め衛兵は直に整列す
衛兵の上等兵は護衛卒二名を從へて十五步前進し護衛卒は四步後方に止る而して上等兵は「誰か」と呼ぶ彼れ「斥候」と答ふれば更に「暗號に進め」と呼び構銃を爲す斥候長は獨り前進し上等兵に向ひ抵聲にて暗號を唱ふ上等兵は之に應じて後護衛卒と共に整列し斥候長をして獨り通過せしめ之を衛舎に誘ひ衛兵は其衛舎に入る可し

凡て問查に任する上等兵及び之に従ふ兵卒は豫め之を定め置く可し

上等兵は斥候長の唱ふる暗號に錯誤めれば之を衛兵司令に引致し衛兵司令は之れを審査し疑ふべき所われは其兵卒と共に之を拘留し直に其旨を衛成副官に申告すべし

歩哨は「止れ」と呼ぶも軍隊停止せざる時は更に「止れ」と呼び彼尙前進するとき銃を構へ衛兵は防禦の準備をなすべし

銃前に配置せる歩哨も亦「止れ」と呼びて軍隊を留め軍隊停止せば「誰か」と呼ぶ彼斥候と答ふれば「暗號に進め」と呼び構銃を爲す此時斥候長は單進して歩哨に暗號を與ふ可し

乙 夜間 舍近傍を通過する軍隊に對する時

第三十五條 軍隊夜間に衛舎或は獨立歩哨の近傍を通過するとき歩哨衛兵司令上等兵は前條に依り調査すべし但軍隊指揮官は上等兵或は歩哨の誰何に答ふるに隊號以てし又暗號を與へたる後衛舎に入ることなし

丙 巡察に對する時

第三十六條 銃前歩哨は「止れ」と呼び近接し來るものを止め彼れ止れば「誰か」と呼ぶ之に應じて「將校巡察」若くは「下士巡察」と答ふれば歩哨は衛舎に向て「將校巡察」若くは「下士巡察」と呼ぶ其他の諸動作は第三十三條に據るものとす

斥候

第三十七條 斥候は諸衛兵より出すものにして夜間守地の近傍を巡候するを常とす然れども時機に依り晝間之を派遣すべし 斥候の數及其巡候區域は衛兵司令之を定め且屢ば其發程時刻及通路を變更するものとす

斥候は情況に因り將校下士上等兵或は一等卒を以て其長となすべし 衛兵の人員寡少なるか又は遠隔の地に斥候を出すを要する時は衛成司令官の命に因り控兵中より之を出すべし

第三十八條 斥候は所定の通路を行進すべき近隣に非常の事あるにあらざれば定路外に出るを得ず

第三十九條 第十五條の規定は斥候の巡回中にも亦之を適用し火災の時は斥候速に之を比隣の衛兵に報知すべし

斥候長他の衛兵の守地に至ば(問查終るの後)獨り衛舎に入衛舎の帳簿に其到達せし時刻及其屬する衛兵若くは控兵の名稱を記し若し非常の事件を聞見せしことあれば之を記載すべし

斥候長は歩哨の勤惰に注意し其過失を目撃すれば之を衛兵司令に申告すべし
斥候長歸舎すれば報告を衛兵司令に呈す可し衛兵司令は之を自己の報告に記入して衛戍司令官に進呈するものとす

第四十條 特別の時機に於て夜間遭遇する兩斥候の間查を爲すへき時は最初に發見せしもの「止め」と呼ひて乙者を止め「誰か」と呼ひて自らも亦駐止す乙者は直に駐止して斥候と答ふれば甲者も亦自ら斥候と唱へ「暗號に進め」と呼び兩斥候長相對して獨り進み(兩斥候長は構刀或は構銃を爲す)甲者は其階級の如何に拘はらず乙者より暗號を受け之に應じて後互に巡察の事件を通過す而して兩斥候は行進を起すべし

第三章 巡察

第四十一條 巡察は晝夜之を行ひ晝巡夜巡と稱す衛戍司令官は巡察の數種類時日及巡察すべき守地を定む若し巡察すべき場所廣大なるときは數個に區分して巡察せしむべし

第四十二條 巡察を分て二種となす左の如し

其一 將校巡察

其二 下士巡察

將校は勤務の記章を帶ぶるものとす
暗號を用ゆるときは巡察將校下士は本隊週番副官より之を受領すべし
時機に因り兵卒をして護衛せしむることあり然るときは衛戍司令官其兵員及編合を規定すべし

第四十三條 巡察の將校下士は歩哨其守地に在て能く服務を爲すや否やを監視する

ものにして其勤怠を衛兵司令に通告し且つ翌朝衛成司令官に報告す
巡察中衛成の警戒に關する事件と聞見するときは直に之を近傍の衛舎に通告し且
つ必要あるときは衛成司令官に急報すべし

巡察將校下士は衛舎の帳簿に巡察の時刻を記載し且之に記名すべし

巡察將校下士は衛兵司令自己より下級なるときは衛兵を檢査することを得又衛兵
司令の報告を聞き歩哨の位置宜しきを得るや否やを檢し時宜により衛兵司令の面
前に於て歩哨に守則を試問すべし

第四十四條 特別の時機に於て夜間遭遇する兩巡察又は巡察斥候問查すへき時は
第三十九條を適用すべし

第四章 護送

第四十五條 護送司令は其監護する囚徒或は物品を迅速且つ安全に送致するを任
ず

囚徒護送に當ては其逃亡の機會を生ぜざる爲め護送は途中に於て妄りに停止すべ
し

からず外人の近接することを嚴禁し又時機に依り往來頻繁人民群集の市街を避け
行進すべし

護送の囚徒逃亡或は物品紛失するときは護送司令其事實を詳記して速に之を衛成
司令官に報告すべし

第五章 犯人逮捕

第四十六條 衛成服務の軍人左の場合に於て犯人を一時逮捕することを得

- 一 重罪又は禁錮の刑に該るへき現行犯人
 - 二 前項の犯人逮捕の爲め憲兵又は警察官より援助を請求する時
 - 三 下士兵卒日夕點呼後勤務にわらず又免記狀を所持せずして營外に在るもの
- 凡て逮捕したる者軍人又は常人たるに應し成るへく速に憲兵若くは警察官に引渡
すべし

第六章 兵器の實用

第四十七條 衛成服務の軍人兵器を實用し得べき場合左の如し

一 暴徒群集して暴行に及はんとするに際し命令に因り之を解散せしむべき時
 二 囚徒暴行脅迫を以て護送兵に抵抗し若くは逃亡せんとする時
 三 護送兵人馬又は材料を防護する爲め必要なる場合に臨む時
 前數項の場合に於て兵器を用ゆるは唯其目的を達するに必要なるを限りとす且其實彈を發射するは特に命令あるか又は形勢萬止むを得ざるのときに限る
 如何なる場合に在ても凡て兵品を實用したる時は其事實を詳記したる報告書を衛戍司令官に呈すへし
 衛戍司令官此報告を受くるるときは之を審査し且つ此に意見を附し順序を経て陸軍大臣に具申とへし

兵卒教範 大尾

軍人用書發賣廣告

- 勅諭習字帖 全義解付 郵正 四十錢
- 讀法習字帖 全義解付 全正 六錢五厘
- 日本軍人龜鑑 全正 六錢五厘
- 兵修身美談 全正 六錢五厘
- 要人兵營の夢 全正 二錢八厘
- 小説兵營の夢 全正 二錢八厘
- 支那大和錦 全正 二錢四厘
- 討伐大和錦 全正 二錢四厘
- 戰爭新撰兵基 (箱入) 全正 四錢八厘
- 將基新撰兵基 (箱入) 全正 二錢二厘
- 陸海軍人名譽討清紀念錄 全正 二錢二厘

軍人用書發行所

名古屋市本町二丁目十三番戶金城堂

井戶田市太郎

明治二十八年十二月七日印刷
同 年同月十一日發行



發行者

愛知縣名古屋市本町十三番戶

井戶田市太郎

印刷者

愛知縣名古屋市和泉町八十八番戶

櫻井仙右衛門

愛知縣名古屋市本町二丁目

軍人用書發賣所

金城堂

明治二十八年十二月七日印刷
同 年同月十一日發行



版權
所有

發行者

愛知縣名古屋市本町十三番戶

井戶田市太郎

印刷者

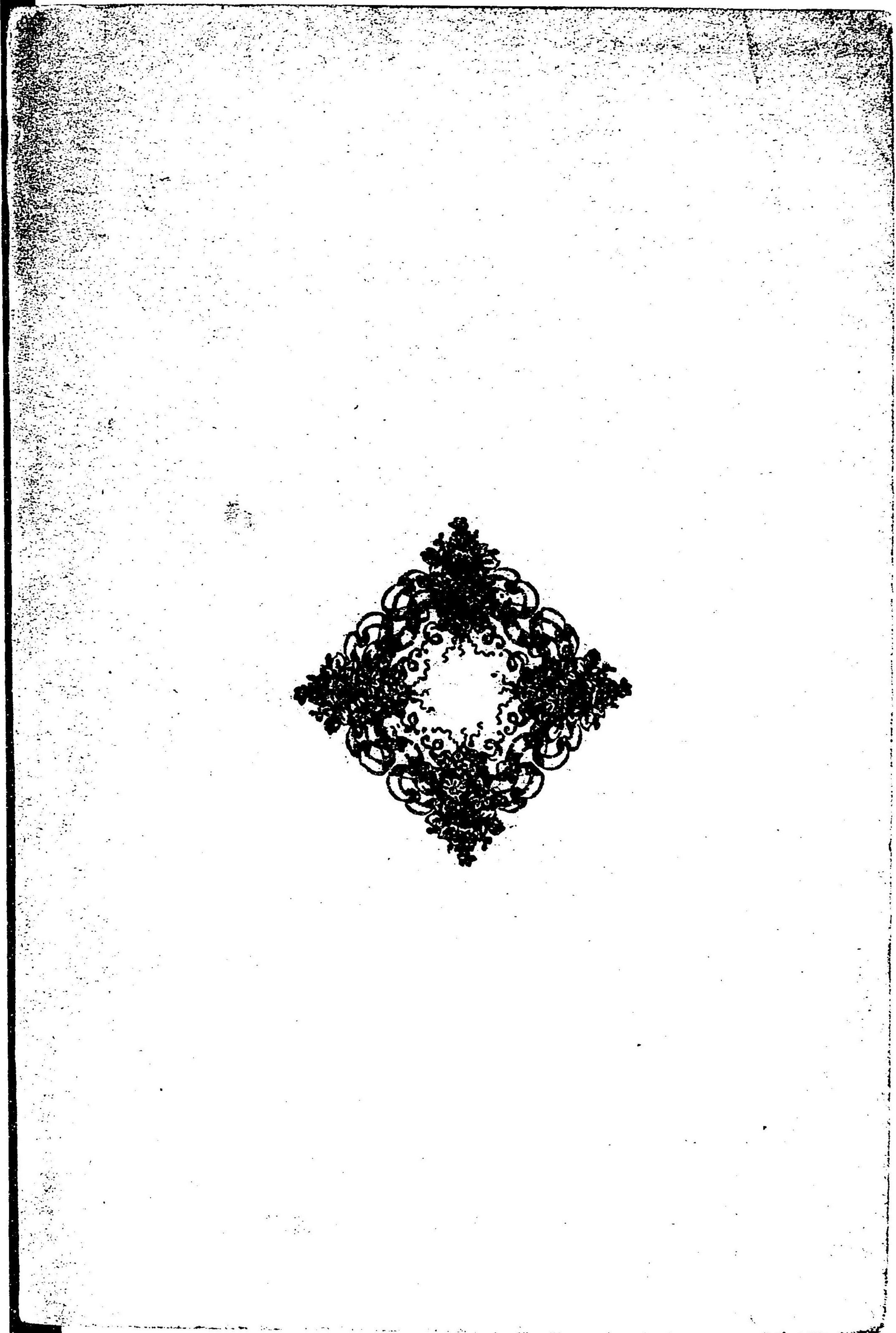
愛知縣名古屋市和泉町八十八番戶

櫻井仙右衛門

軍人用書發賣所

愛知縣名古屋市本町二丁目

金城堂



特 15
956

051360-000-7

特 15-956

改正兵卒教範

尚武 道人/編

M28

BFB-0055

